

神河町 公共施設等総合管理計画

平成28年3月



神 河 町

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨.....	1
2 本計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象施設.....	2
第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	3
1 対象施設の現況と課題.....	3
(1) 公共建築物の現況と課題.....	3
(2) インフラ資産の現況と課題.....	6
2 人口の見通し.....	7
3 財政の現況と課題.....	10
(1) 財政全般の現状と課題.....	10
(2) 投資的経費と更新費用等の見通し.....	13
4 住民の意向.....	16
(1) 公共施設の利用状況について.....	16
(2) 今後の公共施設のあり方について.....	18
(3) 公共施設を適正管理していくための方策について.....	20
(4) その他のご意見.....	20
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
1 本計画の要求事項.....	22
(1) 現況の問題点や課題に関する基本認識.....	22
(2) 公共施設等マネジメントの基本原則.....	23
(3) 計画期間.....	24
(4) 公共建築物の目標設定.....	25
2 総合管理計画の推進体制.....	28
(1) 全庁的な取り組み体制.....	28
(2) アウトソーシングの推進体制.....	29
3 維持・運営の実施方針.....	29
(1) 点検・診断等の実施方針.....	29
(2) 維持管理・修繕の実施方針.....	30
(3) 安全確保の実施方針.....	30
4 フォローアップの実施方針.....	31

第4章 公共建築物再編の実施方針	32
1 公共建築物の再編手順	32
(1) 要求事項	33
(2) 公共建築物の評価	33
(3) 公共建築物の再編実施	34
2 再編実施手法について	35
(1) 共通手法	35
(2) 公共サービス機能を休止・廃止する場合の個別手法	36
(3) 公共サービス機能を継続する場合の個別手法	38
第5章 公共施設等再編の方向性	40
1 公共建築物の再配置について	40
2 公共建築物の再編について	40
(1) 行政系施設	42
(2) 公営住宅	42
(3) 学校教育系施設	43
(4) 子育て支援施設	43
(5) 住民文化系施設	44
(6) 社会教育系施設	44
(7) スポーツ・レクリエーション系施設	44
(8) 病院施設	45
(9) 医療施設	45
(10) 保健・福祉施設	46
(11) 産業系施設	46
(12) 公園	46
(13) その他	47
3 インフラ資産について	48
(1) 橋りょう	48
(2) 上水道	48
(3) 下水道	48
参考資料（更新費用算定の根拠）	49

第 1 章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

神河町（以下、「本町」という。）は、2005 年（平成 17 年）11 月 7 日に神崎郡神崎町と大河内町が合併して生まれました。この合併によって誕生した本町の公共施設は、そのほとんどが合併前の旧町が、それぞれ独自に住民サービスの提供を目的として設置したものでした。合併後、2010 年（平成 22 年）には、神崎中学校と大河内中学校を統合した神河中学校の建設を行い、さらに 2012 年（平成 24 年）には、栗賀小学校と大山小学校を統合した神崎小学校の建設など進めて参りましたが、依然として合併以降問題となっている重複施設があるなど、本町として必ずしも適正な配置がなされているとはいえないのが現状です。

このことに加え、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により本町の財政が逼迫する中で、今後、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）が改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

このような背景の下で、公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）の策定は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って長寿命化や施設の統廃合、機能転換等を検討するとともに、公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について立案し、住民とともに実現していくために実施するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、財政規律を堅持しつつ公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、長期総合計画や関連諸計画を有機的に結合していくことが求められています。

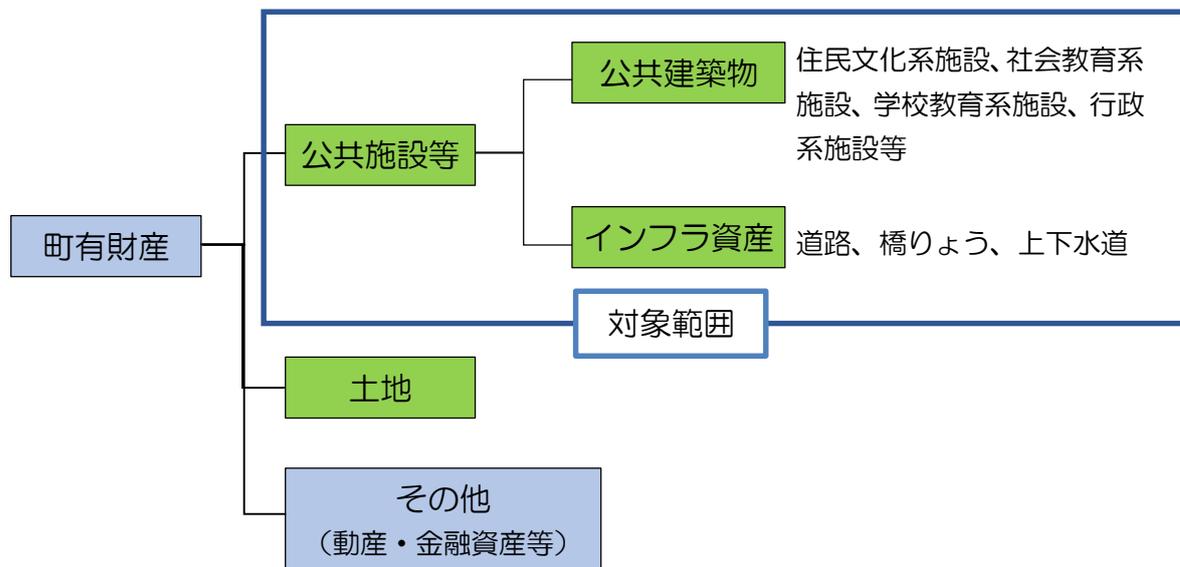
3 計画期間

本計画は、2016 年度（平成 28 年度）から 2045 年度（平成 57 年度）までの 30 年間とします。

4 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物約 66 施設（約 210 棟）と、道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ資産を対象としています（図表 1.1、1.2 参照）。

図表 1.1 公共施設等の構成図



図表 1.2 公共建築物内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	敷地面積 (㎡)	構成比 (%)
普通会計	住民文化系施設	文化施設	3	6	4,598	5.0	5,505	1.0
	社会教育系施設	博物館等	3	8	1,801	1.9	6,118	1.1
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	10	6,013	6.5	52,131	9.7
		レクリエーション施設・観光施設	10	69	17,617	19.0	375,431	69.8
	産業系施設	産業系施設	1	1	1,059	1.1	7,080	1.3
	学校教育系施設	学校	5	27	24,160	26.1	41,456	7.7
		その他教育施設	1	3	888	1.0	2,953	0.5
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	7	2,041	2.2	4,016	0.7
		幼児・児童施設	1	1	760	0.8	809	0.2
	保健・福祉施設	保健施設	2	2	1,663	1.8	1,292	0.2
	医療施設	医療施設	2	2	209	0.2	966	0.2
	行政系施設	庁舎等	3	7	6,224	6.7	6,907	1.3
		その他行政系施設	4	4	1,150	1.2	4,017	0.7
	公営住宅	公営住宅	4	25	3,587	3.9	9,338	1.7
公園	公園	1	1	76	0.1	1,987	0.4	
その他	その他	13	22	6,262	6.8	6,608	1.2	
	計		65	195	78,108	84.2	526,614	97.9
企業会計	病院施設	病院施設	1	15	14,620	15.8	11,504	2.1
	計		1	15	14,620	15.8	11,504	2.1
総計			66	210	92,728	100.0	538,118	100.0

※公共施設等の現況分析は、普通会計及び企業会計（病院施設）を対象に行う。

表示桁数、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

平成 28 年度以降で解体予定の大山小学校及び大山幼稚園は集計から除外している。

第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1 対象施設の現況と課題

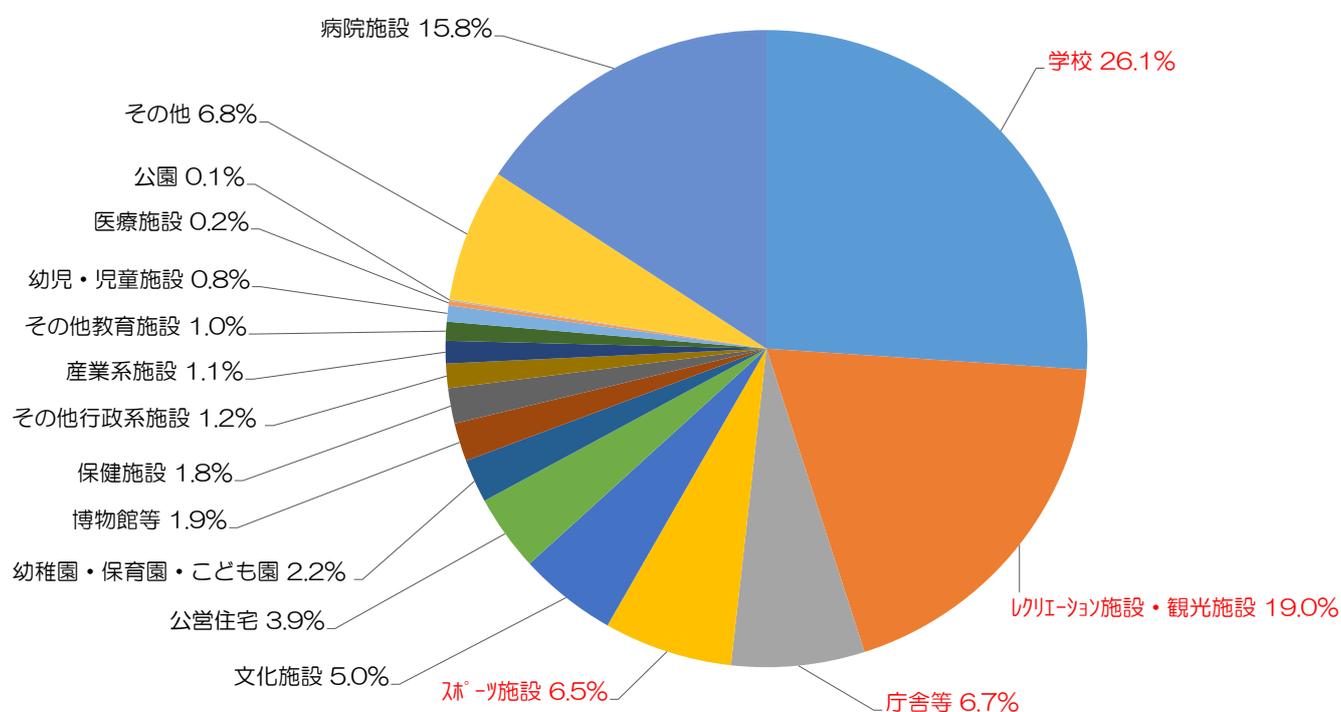
(1) 公共建築物の現況と課題

本町が保有する公共建築物（上下水道施設を除く）の総延床面積は、約 9.3 万㎡で、住民一人当たり（12,083 人：平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口）延床面積は 7.67 ㎡、全国平均の 3.22 ㎡との比較では約 2.38 倍となっています。一方、これを同規模自治体（人口 1 万人以上 3 万人未満）の平均 5.24 ㎡と比べると約 1.46 倍となっています。

建物の内訳では、病院施設を除くと、学校が約 26%を占め、これにレクリエーション施設・観光施設の約 19%、庁舎等の約 7%、スポーツ施設の約 7%などが続いており、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます（図表 2.1 参照）。

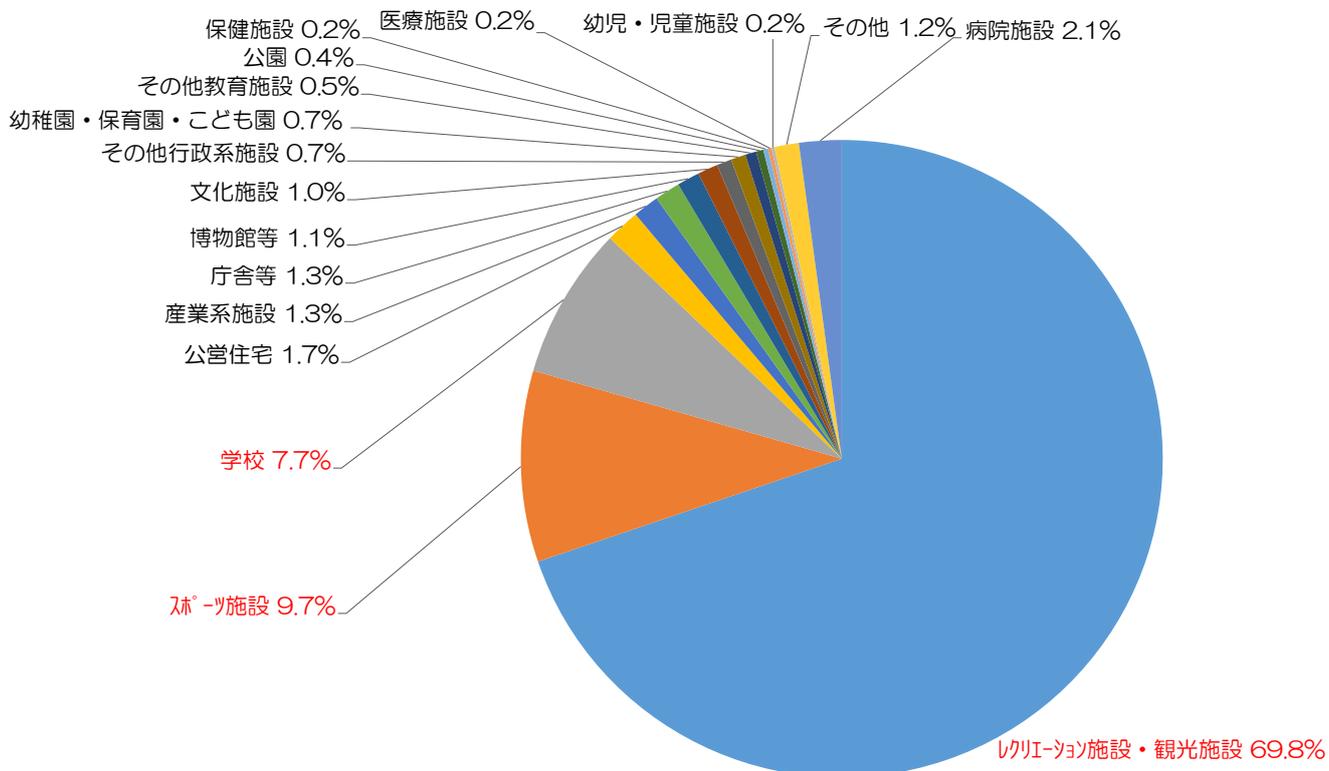
図表 2.1 保有する建物の分類別状況

延床面積：92,728 ㎡



一方、公共建築物の敷地面積に着目してみると、その総面積は、約 53.8 万㎡で、その内訳は、レクリエーション施設・観光施設が約 70%と圧倒的に多く、スポーツ施設が約 10%、学校が約 8%と続いています。これらのことから、スポーツ・レクリエーション系施設が保有する敷地の有効活用も課題であることが伺えます（図表 2.2 参照）。

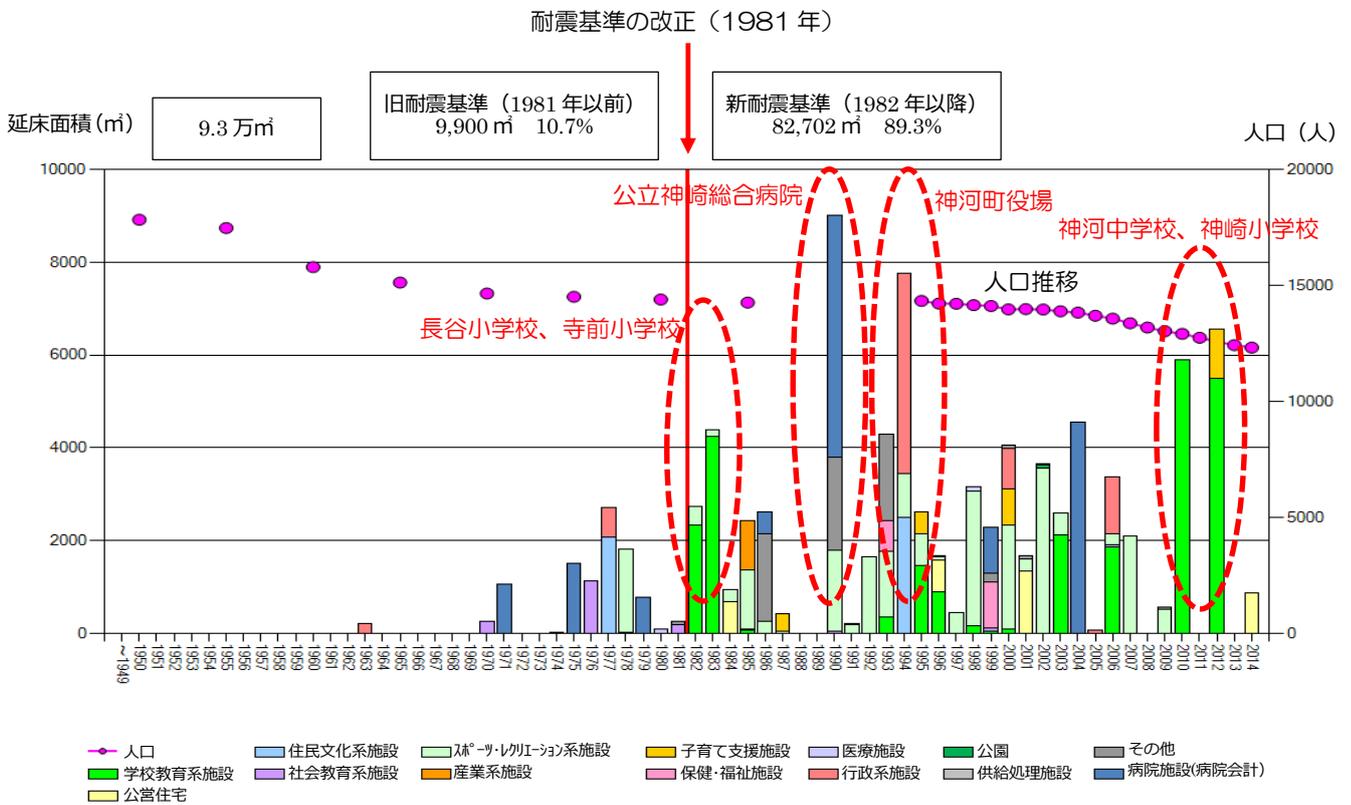
図表 2.2 保有する公共建築物の敷地の分類別状況
敷地面積：538,118 ㎡



築年別整備状況では、1970年（昭和45年）頃から建築量の増加が始まり、1982年（昭和57年）～1983年（昭和58年）にかけて最初の整備（長谷小学校、寺前小学校）の集中が見られます。これらは現在、概ね築30年を超えており、本計画の計画期間内（30年間）には更新時期を迎えることとなります（図表2.3参照）。

その後も建設が続きますが、特徴的なものとしては1990年（平成2年）の公立神崎総合病院、1994年（平成6年）の神河町役場、2010年（平成22年）の神河中学校及び2012年（平成24年）の神崎小学校などの建設が見られます。これらについても本計画の計画期間内には大規模改修などの対策が必要となります。

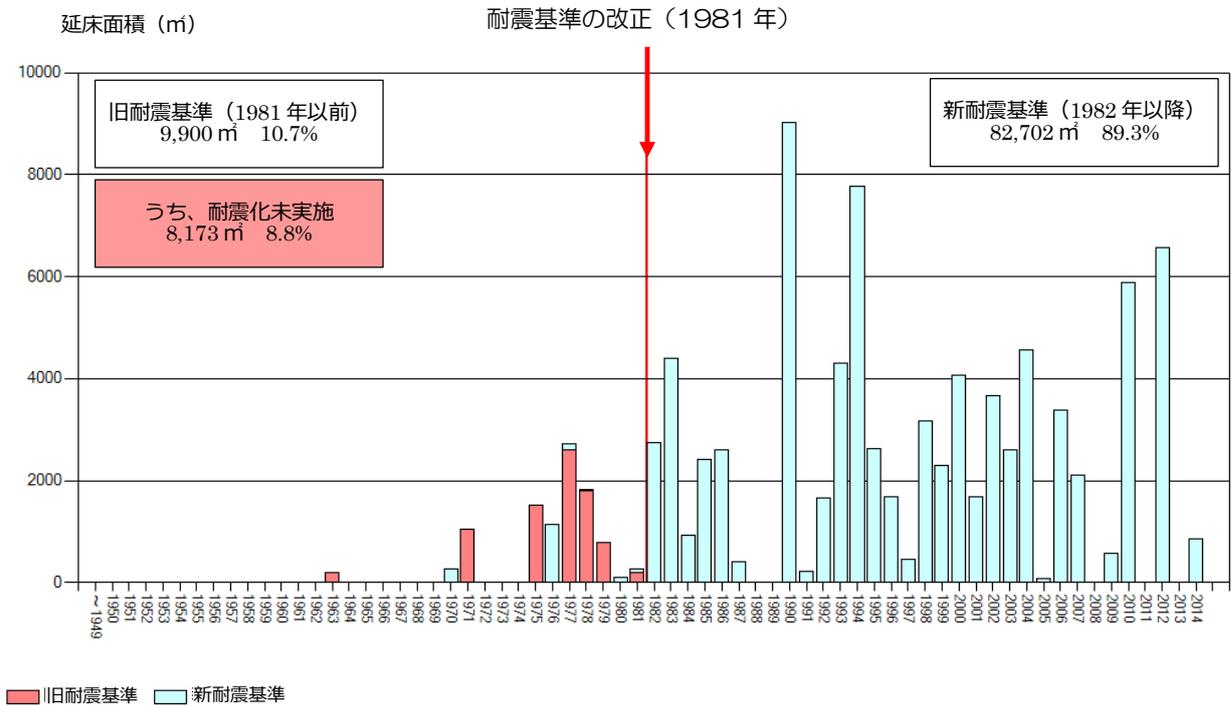
図表 2.3 保有する建物の築年別整備状況



※図は2014年（平成26年）以前に整備した建築物を表示しているため、図表1.2の総延床面積と異なる。

一方、建築基準法の耐震基準が1981年（昭和56年）に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約89%で、これに耐震化実施済を加味すると耐震化の行われていないものは、全体の約9%となります。これらについては、早急な対応が求められています（図表2.4参照）。

図表 2.4 保有する建物の耐震化の状況

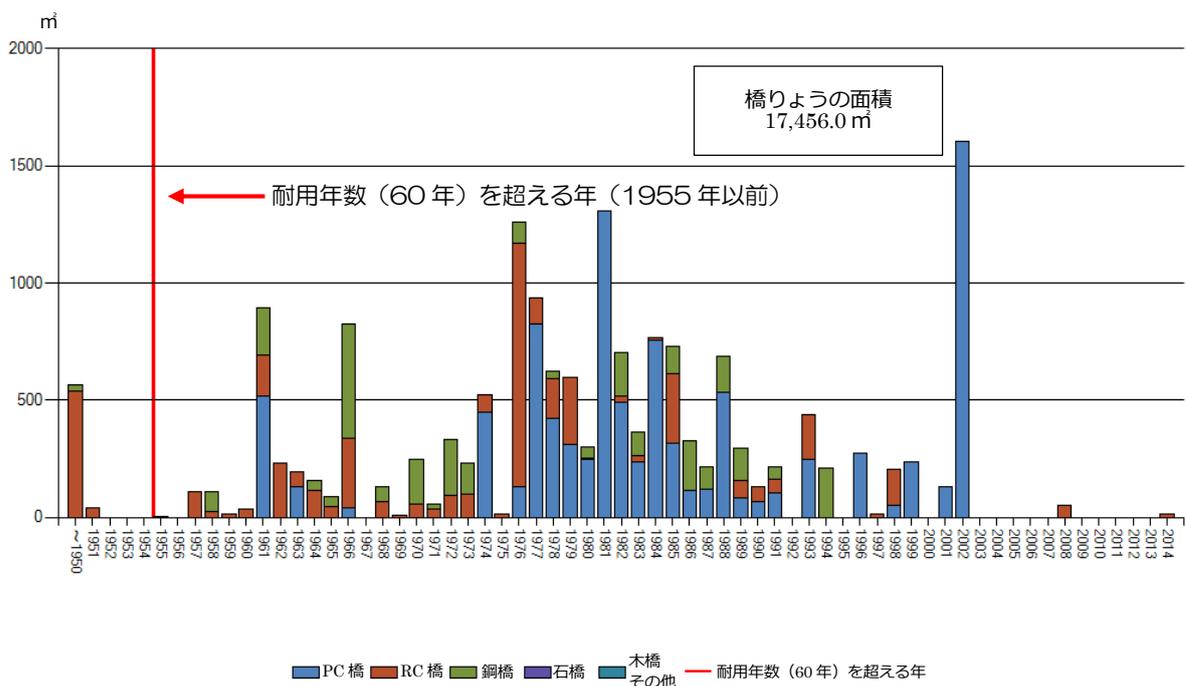


※図は2014年（平成26年）以前に整備した建築物を表示しているため、図表1.2の総延床面積と異なる。

(2) インフラ資産の現況と課題

インフラ資産のうち橋りょうは、既に耐用年数（60年）を過ぎたものもあり、安全面を中心に万全の対応策が求められています（図表2.5参照）。

図表 2.5 橋りょう構造・年度別整備面積

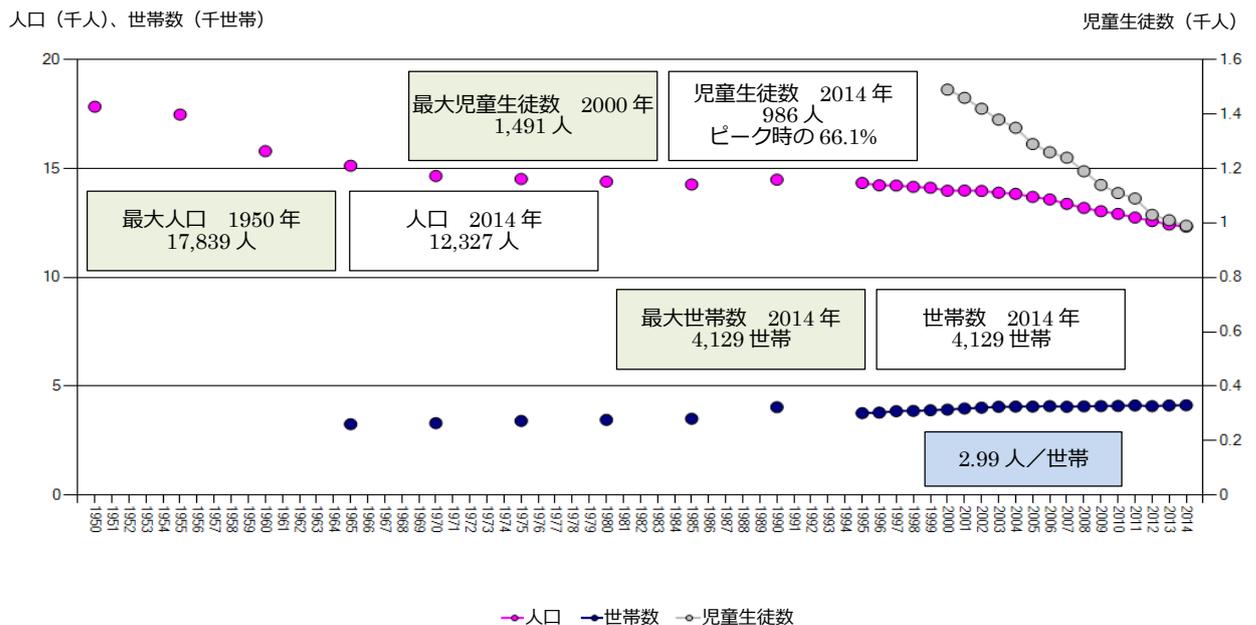


2 人口の見通し

本町の総人口は、調査期間 1950 年（昭和 25 年）内では、同年の 17,839 人をピークに、1970 年（昭和 45 年）には約 14,700 人まで減少した後、1999 年（平成 11 年）まで約 14,000 人を維持していましたが、その後、減少が顕著になり、2014 年（平成 26 年）現在の 12,327 人はピークの約 69%となっています。また、世帯数を見ると、こちらは近年増加傾向が継続しており、2014 年（平成 26 年）1 月 1 日現在の 4,129 世帯がピークとなっています。このことから核家族化の進行が見て取れます。

一方、児童生徒数に目を転じて見ると、2000 年（平成 12 年）の 1,491 人から急激に減少し、2014 年（平成 26 年）では 986 人と短期間に約 66%まで落ち込んでいます（図表 2.6 参照）。

図表 2.6 人口及び世帯数の推移



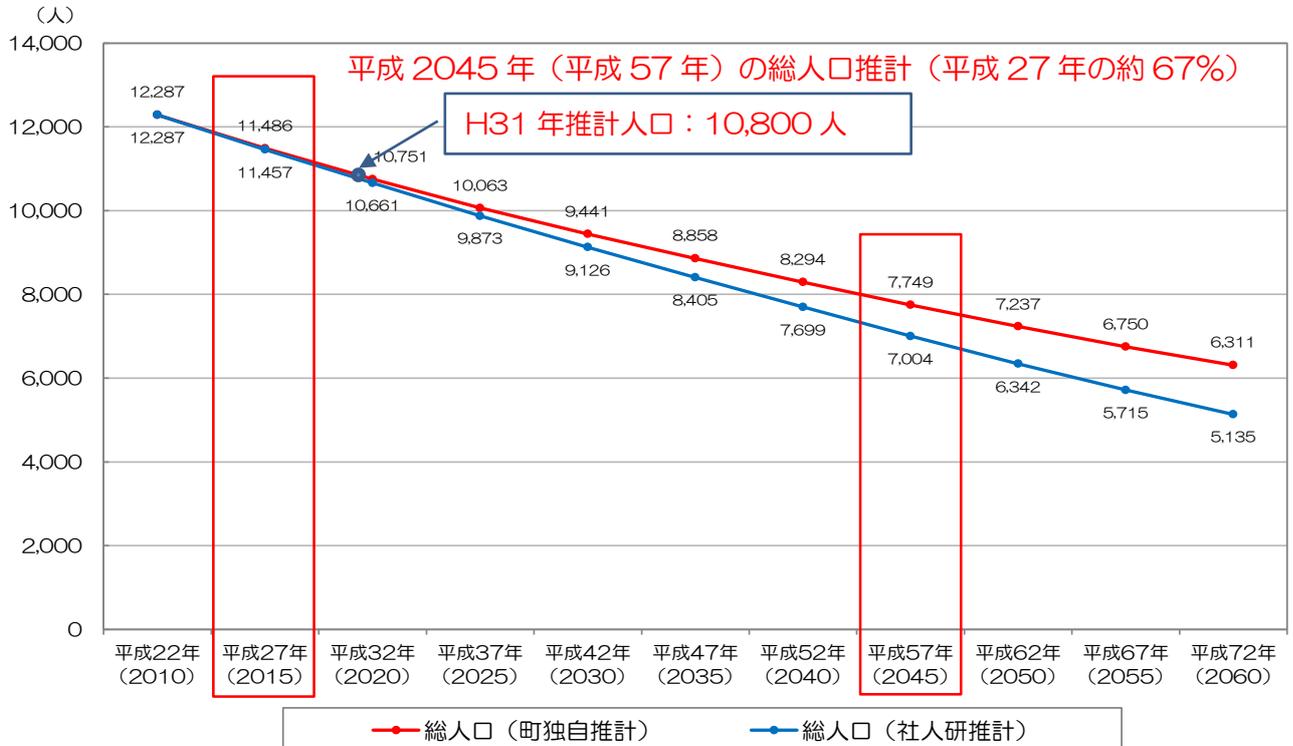
本町の人口ビジョン（神河町地域創生総合戦略）によると、30 年先にあたる 2045 年（平成 57 年）の総人口は 7,749 人となっており、2015 年（平成 27 年）の約 67%と大幅な落ち込みが見られます（比較のため、現在値は 2015 年の推計値を採用、図表 2.7 参照）。

また、年齢構成別にみると税収を支える生産年齢人口についても 6,172 人から約 39%減の 3,744 人となっています（図表 2.8 参照）。

一方、老年人口は減少傾向が続きますが、総人口に占める割合は約 34%から約 44%と約 10 ポイントの増加が見られ、今後、医療費や介護保険等の社会保障関係経費の増大を招くことが予想されます（図表 2.9 参照）。

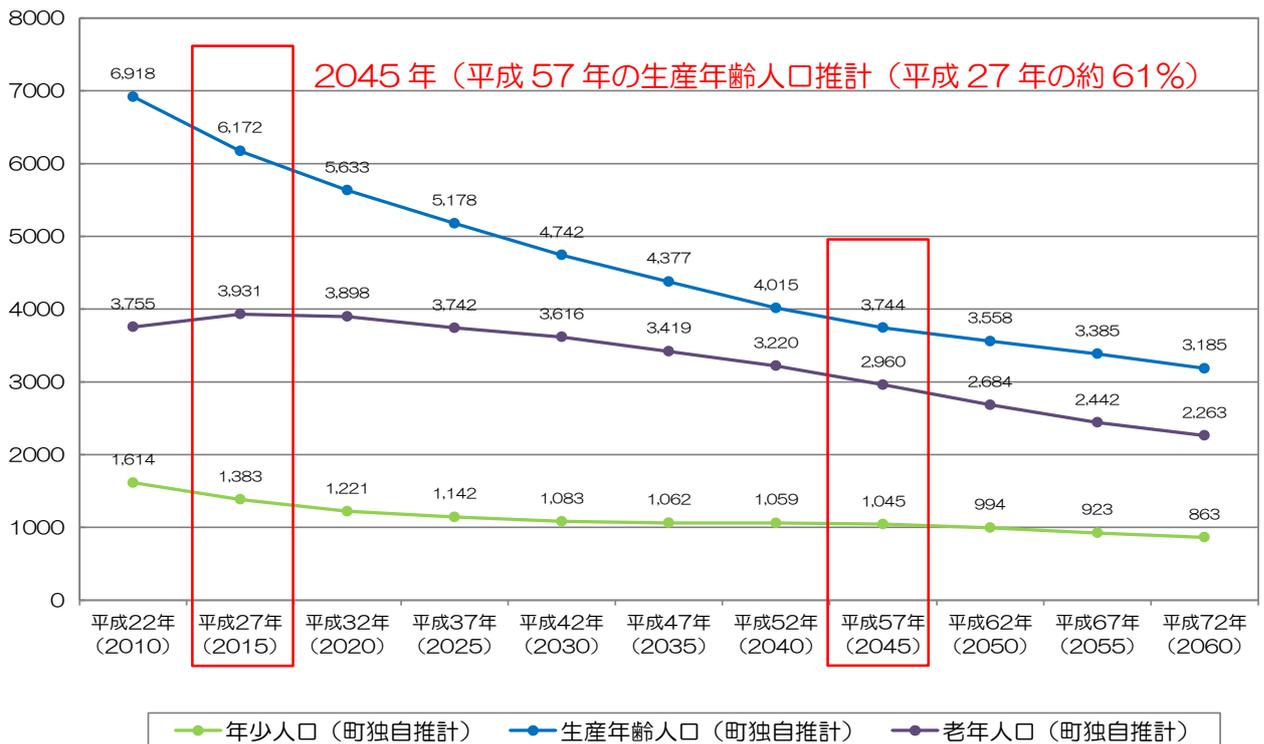
これらの人口構造の変化により、公共施設等に対する需要の変化や、それを支える財源への影響などを的確に捉え、公共施設等の最適化を図っていく必要があります。

図表 2.7 神河町 の将来人口推計（総人口）



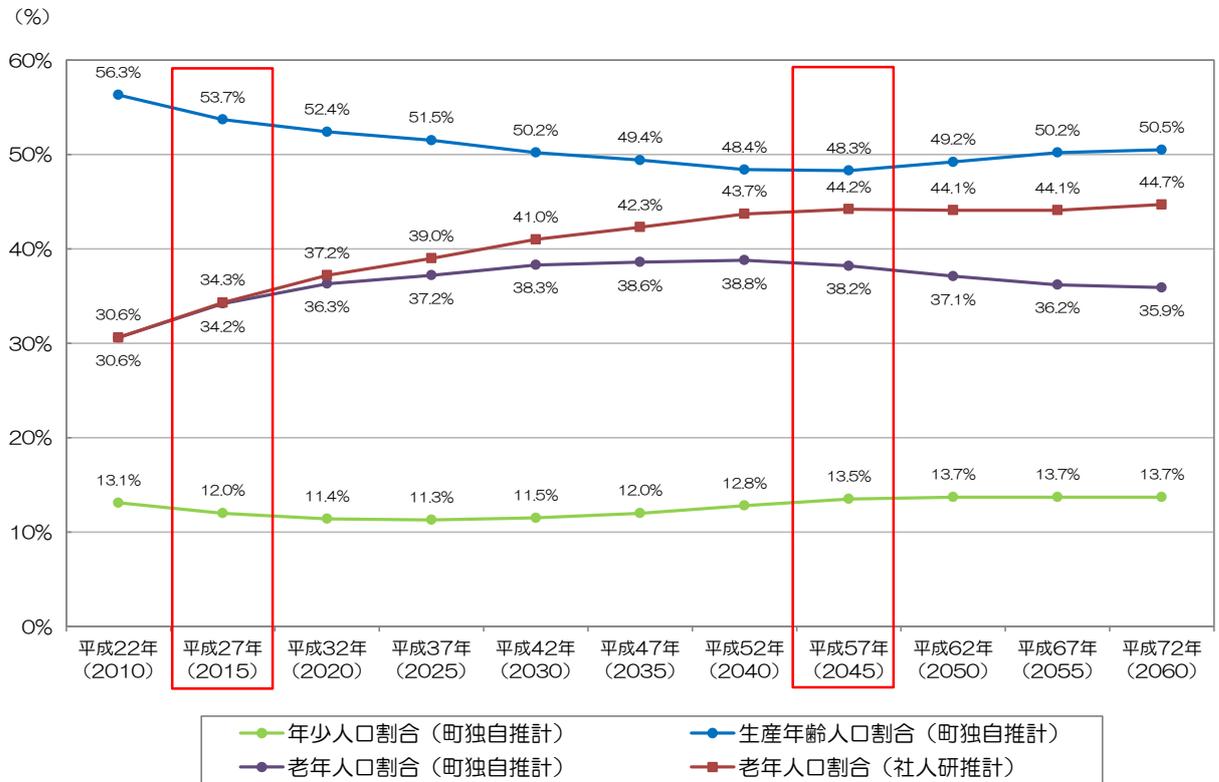
注：平成 22 年（2010 年）の総人口は、年齢不詳を除いた数字 ※社人研：国立社会保障・人口問題研究所
資料：「神河町地域創生総合戦略（平成 27 年 10 月）」

図表 2.8 神河町 の将来人口推計（年齢 3 区分別人口）



資料：「神河町地域創生総合戦略（平成 27 年 10 月）」

図表 2.9 神河町 の将来人口推計（年齢3区分別人口割合）



※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

資料：「神河町地域創生総合戦略（平成 27 年 10 月）」

3 財政の現況と課題

本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、町税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中（30年間）には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持更新コストの増加に対して必要な財源が不足することが予想されます。

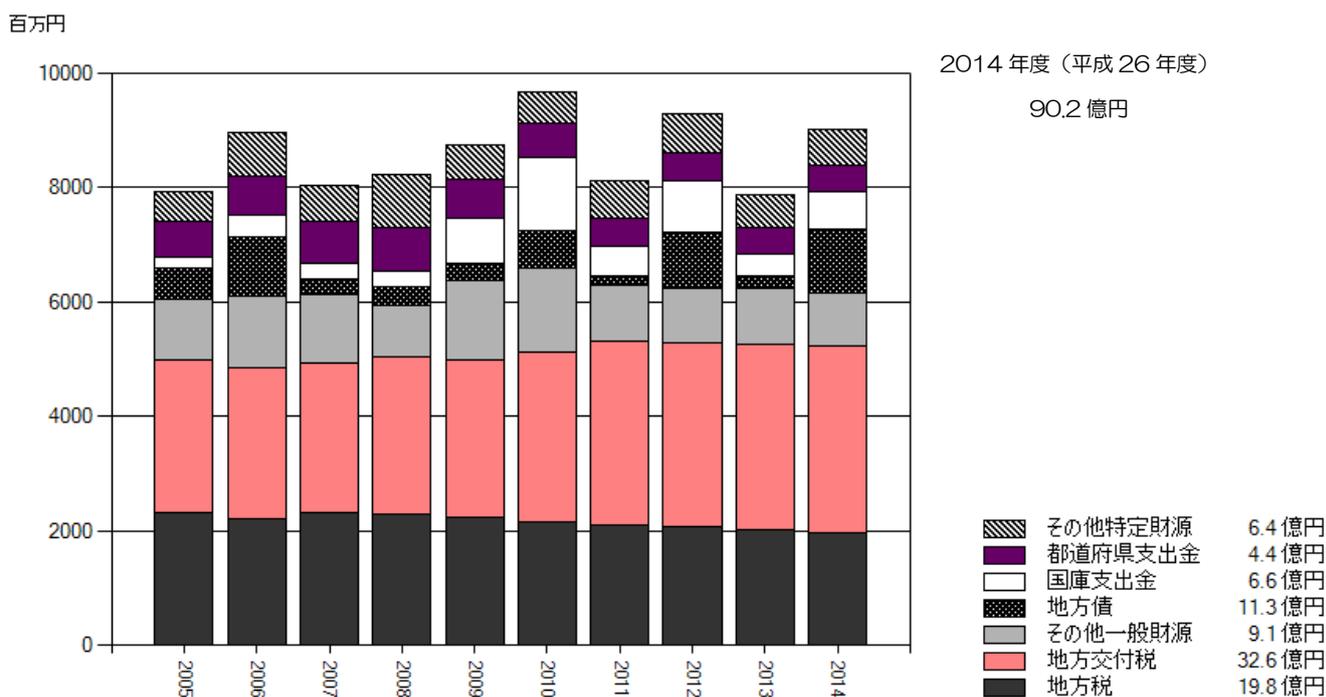
(1) 財政全般の現状と課題

財政の状況については、2014年度（平成26年度）の歳入は約90.2億円で、このうち自主財源である地方税は約19.8億円で、その占める割合は約22%となっています。地方税は、2005年（平成17年）から2009年（平成21年）は22億円以上を維持していましたが、それ以降は緩やかな減少傾向が続いています（図表2.10参照）。

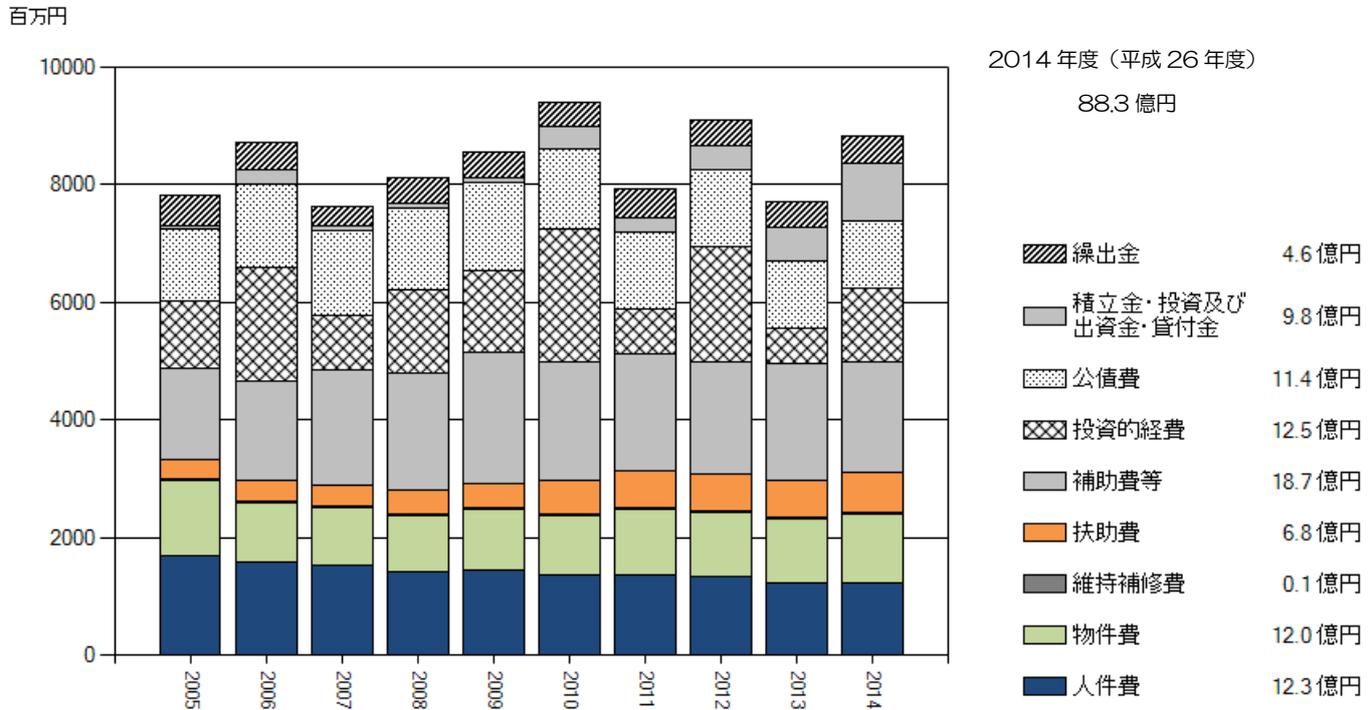
一方歳出は、約88.3億円で、このうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）の合計は約30.5億円となり、歳出に占める割合は約35%となっています（図表2.11、2.12参照）。

歳出のうち、人件費については行財政改革の取り組みにより減少の傾向が続いているものの、社会保障関係経費である扶助費は増加しており、今後、高齢化が進むことを勘案すると、この傾向は益々顕著になると推察されます（図表2.11参照）。

図表 2.10 歳入決算額の推移（普通会計決算）

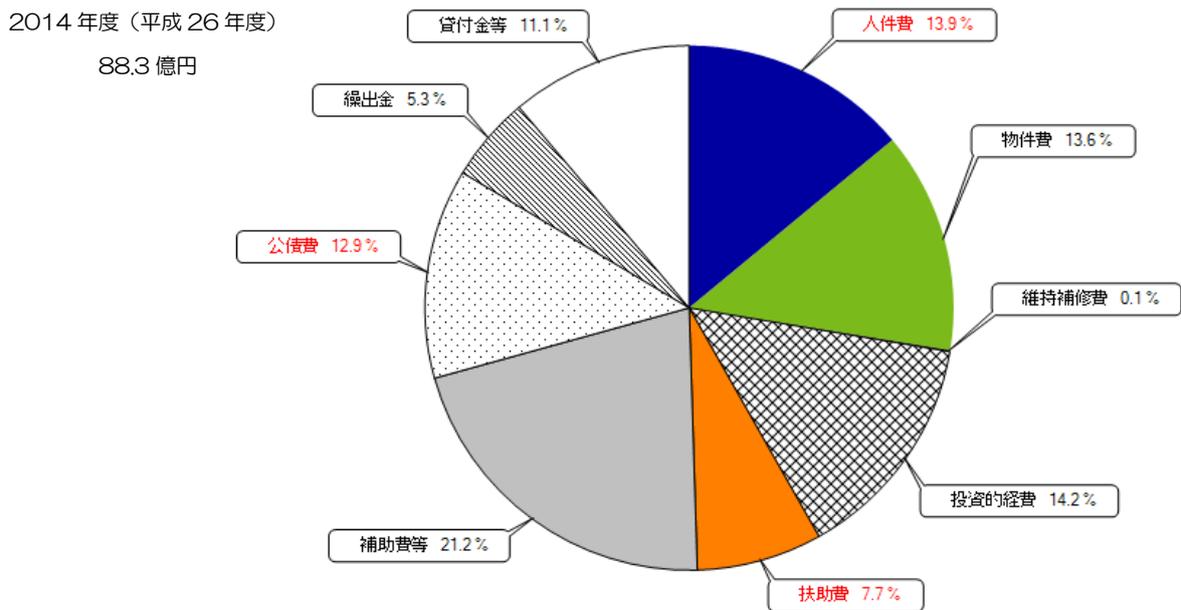


図表 2.11 歳出決算額の推移（普通会計決算）



※義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）30.5億円

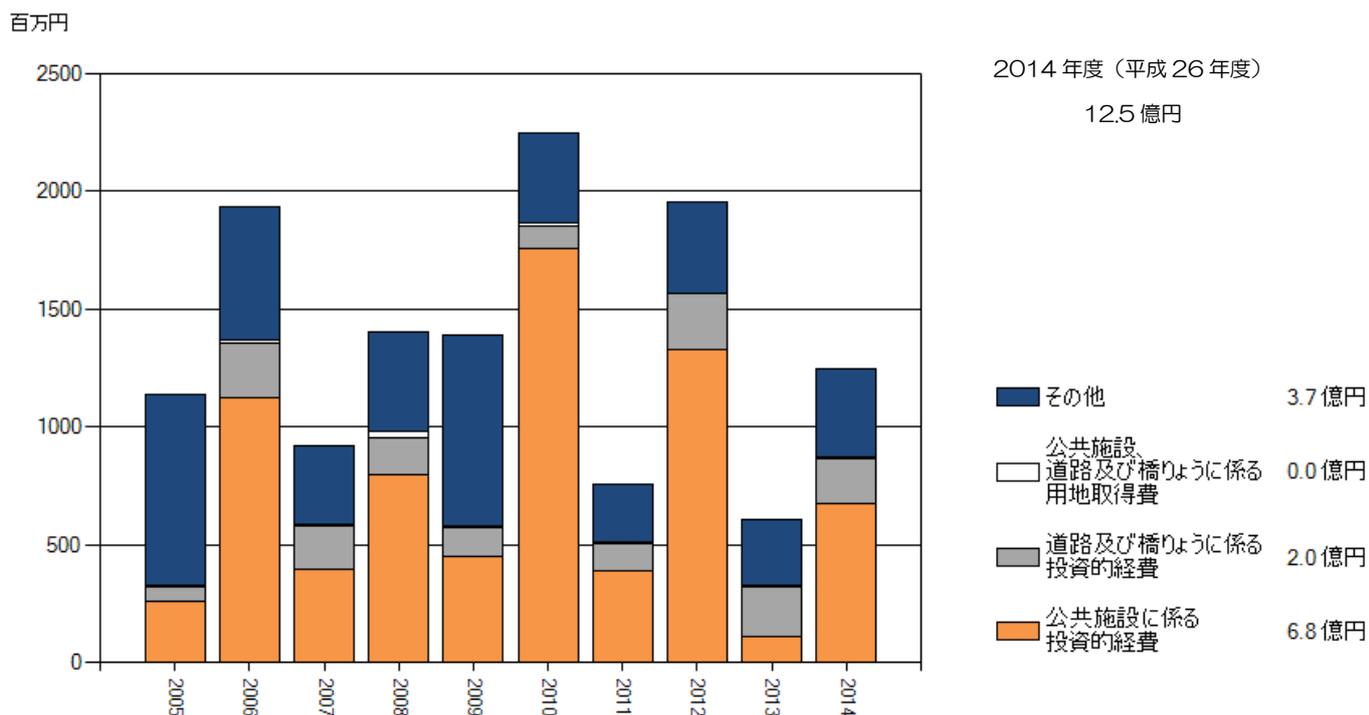
図表 2.12 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）



※義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）の割合：34.5%

投資的経費については、2014年度（平成26年度）で約12.5億円、このうち公共施設（公共建築物）に係るものは約6.8億円となっています（図2.13参照）。投資的経費の傾向には幾分ばらつきが見られ、2010年（平成22年）の神河中学校の建設や2012年（平成24年）の神崎小学校の建設で大幅な出費が見られます。

図表 2.13 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



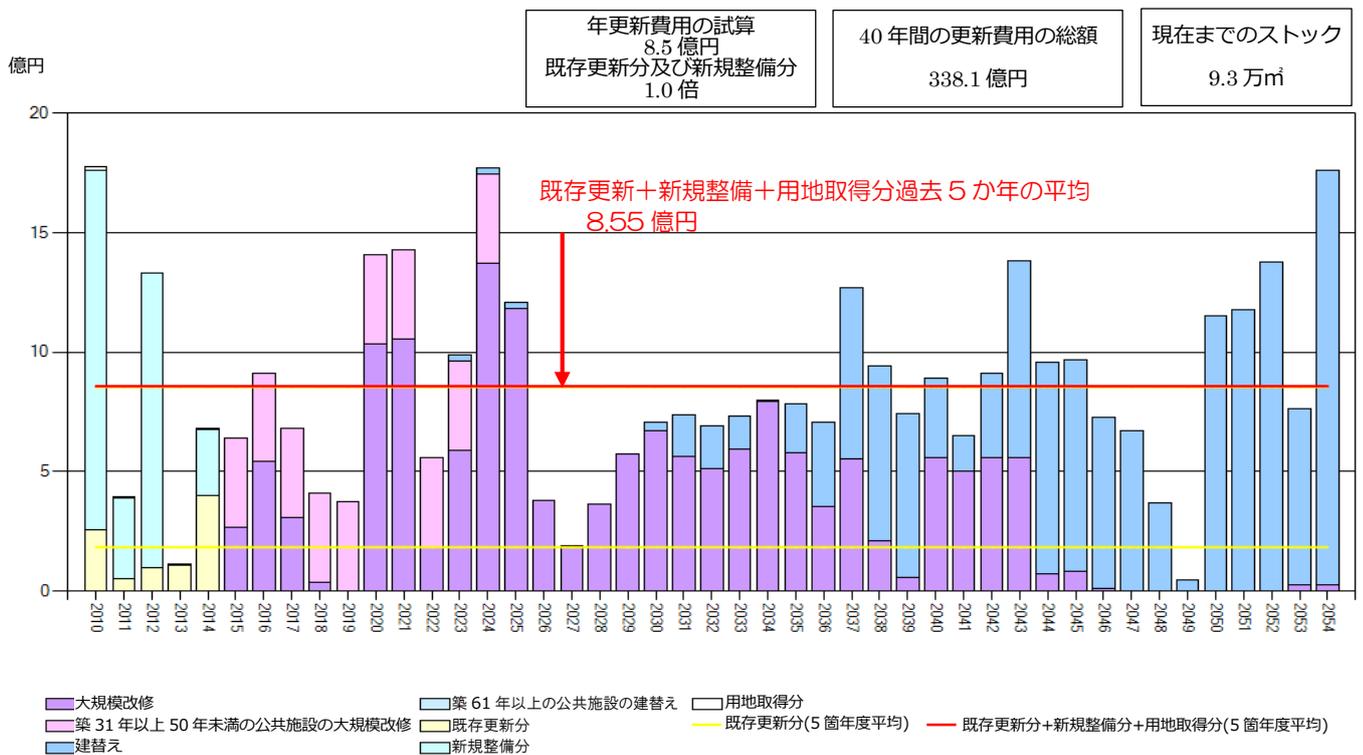
(2) 投資的経費と更新費用等の見通し

ア 公共建築物の更新費用の推計

建築年別整備状況(図表 2.3)で示したとおり、本町の公共建築物は1970年(昭和45年)頃から建設量の増加が始まり、1982年(昭和57年)～1983年(昭和58年)に掛けて最初の整備(長谷小学校、寺前小学校)の集中が見られます。これらは現在、概ね築30年を超えており、本計画の計画期間内(30年間)には更新時期を迎えることとなります。また、その後も継続的な建設が続いており、本計画の計画期間内に多くの建物の改修費と更新費が必要となります。

このことを投資額で確認して見ると、今後40年間の更新費用の総額は約338.1億円で、年平均約8.5億円となります(図表 2.14 参照)。

図表 2.14 将来更新費用の推計(公共建築物)



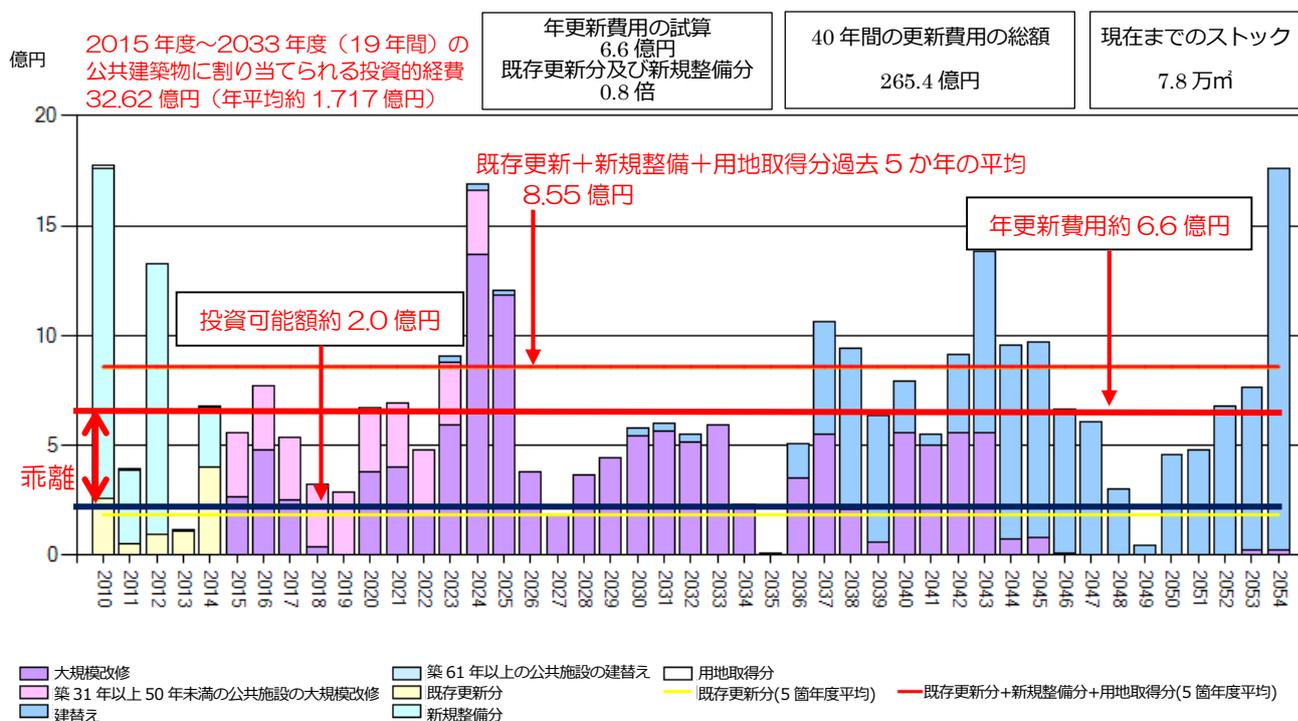
さらに、企業会計である公立神崎総合病院を除いて更新費用を算定すると、その額は、約265.4億円で、年平均約6.6億円となります(図 2.15 参照)。

一方で、直近5年間2010年(平成22年)～2014年(平成26年)の公共建築物に関わる投資的経費(既存更新分及び新規整備分)は、平均で約8.55億円となっており、一見将来費用が賄えるようにも見て取れます。

しかし、過去5年間には2010年（平成22年）の神河中学校及び2012年（平成24年）の神崎小学校の合併特例債による投資があるため、この値で判断するのは適当ではありません。

本町で独自に行った財政シミュレーションの結果では、2015年度（平成27年度）～2033年度（平成45年度）の19年間で公共建築物に割り当てられる投資的経費は、3,262百万円を想定しており、年平均171.7百万円となります。近年の工事費などの上昇から考えて、年間約2億円程度で想定するのが妥当と考えます。したがって、更新費用は、投資可能額（2億円と仮定した場合）の3.3倍にも達することがわかります（図表2.15参照）。

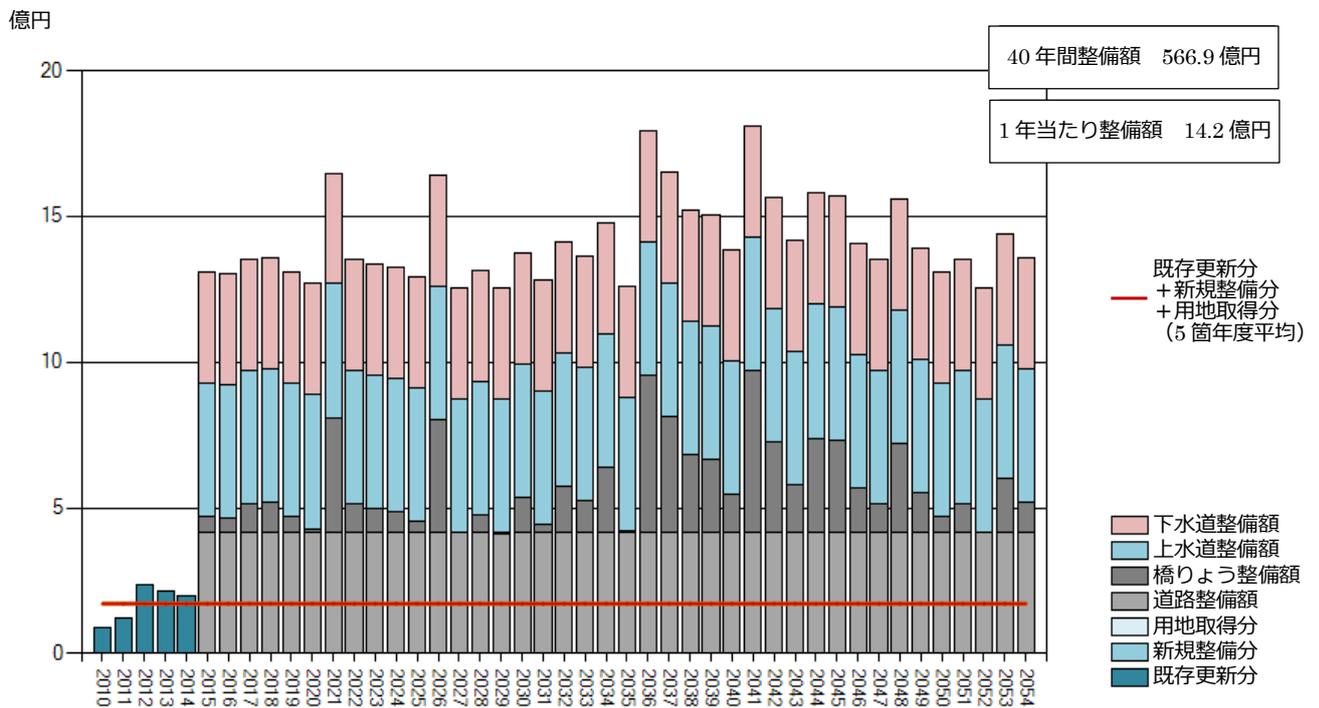
図表 2.15 将来更新費用の推計（病院会計を除く）



イ インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産（道路、橋りょう、上水道及び下水道）の今後40年間の整備費の総額は約566.9億円で、年平均約14.2億円となります。インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施していくことが必要です（図表2.16参照）。

図表 2.16 将来更新費用の推計（インフラ資産）



4 住民の意向

本計画の策定にあたって、住民の皆さまに公共施設のあり方に関して、ご意見やご意向をお伺いし、計画策定の基礎資料とするため、平成27年8月に「公共施設等のあり方に関するアンケート調査」を実施しました。

■調査項目

- (1) あなたご自身のことについて
- (2) 公共施設の利用状況について
- (3) 今後の公共施設のあり方について
- (4) 公共施設を適正管理していくための方策について

■調査設計

- (1) 調査地域 神河町全域
- (2) 調査対象 満18歳以上の方
- (3) 標本数 2,598票
- (4) 調査方法 郵送による配布・回収
- (5) 調査時期 平成27年8月10日～8月25日

■回収状況

- (1) 標本数 2,598（発送票）
- (2) 有効回収数 1,079（41.5%）

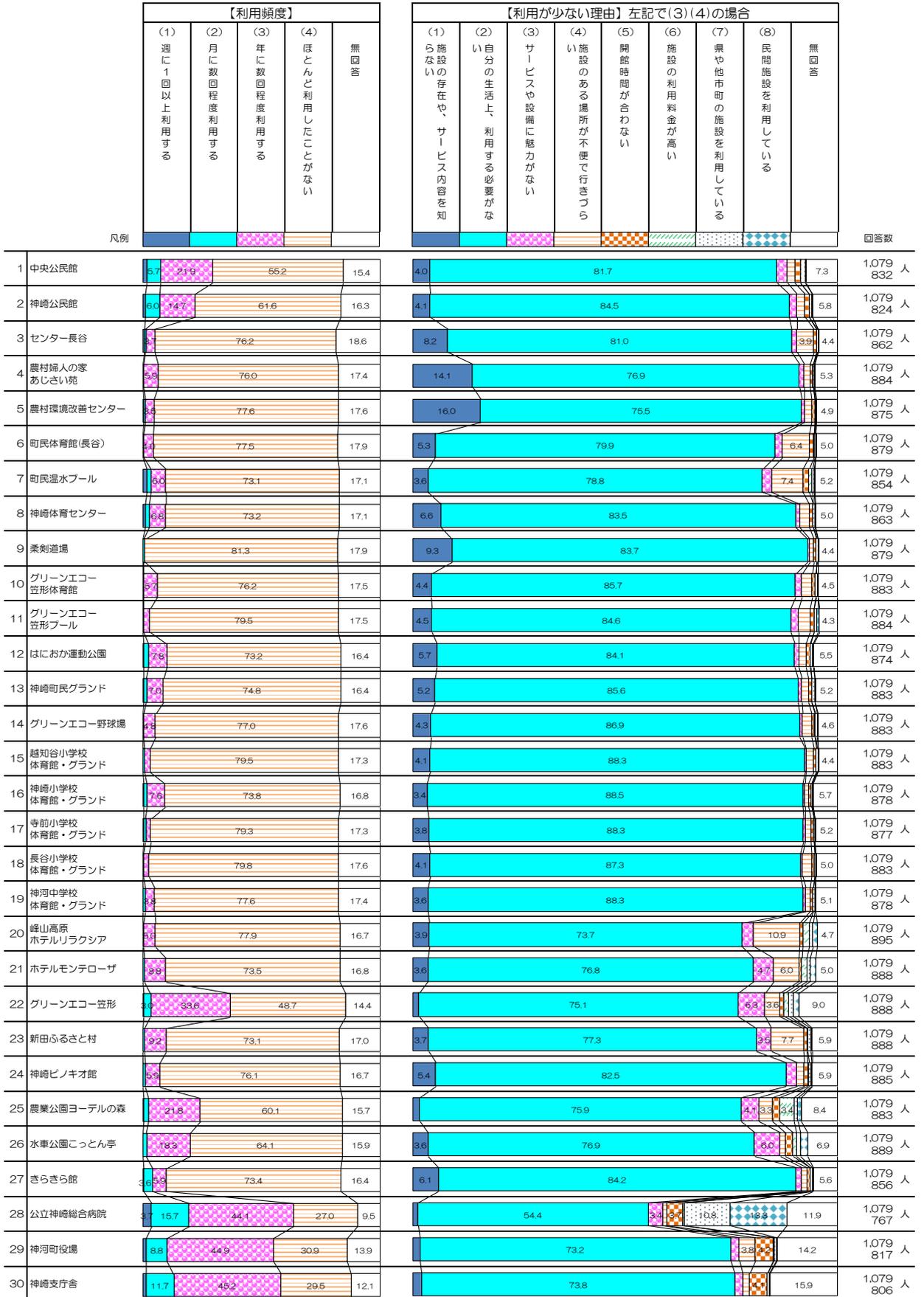
これらのご意見を基に、住民のニーズを整理します。なお、詳細は、「神河町公共施設アンケート調査結果報告書」を参照して下さい。

(1) 公共施設の利用状況について

本町の公共施設の利用頻度については、「公立神崎総合病院」、「神河町役場」、「神崎支庁舎」では「年に数回程度利用する」以上が過半数を超えており、利用頻度の高さが見られます。一方、全30施設中22施設において、「ほとんど利用したことがない」が7割を超えており、公共施設の有効利用に全町的な課題が伺えます（図表2.17参照）。

公共施設の利用が少ない理由については、利用頻度の高かった「公立神崎総合病院」では「県や他市町の施設を利用している」、「民間施設を利用している」が合わせて2割を超えており、他の項目より目立って多くなっています。その他、意見の大半は、「自分の生活上、利用する必要がない」としており、住民のニーズに合致した公共施設のあり方を考え直す必要があることが見て取れます。

図表 2.17 公共施設の利用頻度と利用が少ない理由



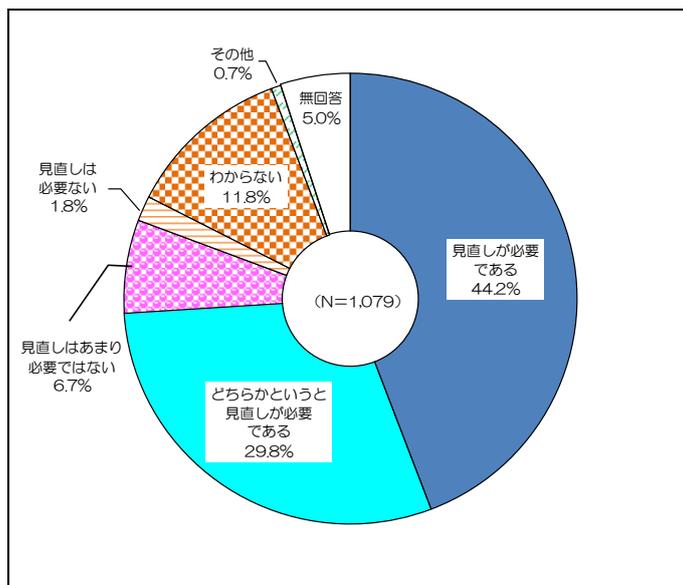
グラフ単位：(%)

※回答者数 上段：利用頻度、下段：利用が少ない理由

(2) 今後の公共施設のあり方について

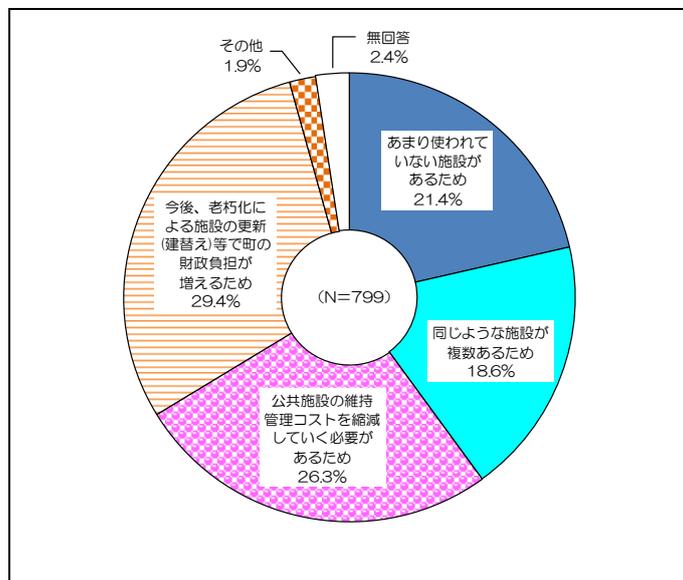
本町の公共施設について見直しの必要性の有無については、「見直しが必要である」(44.2%)が最も多く、次いで「どちらかというで見直しが必要である」(29.8%)で、合せて7割を超える住民の方が、その必要性を指摘しています(図表 2.18 参照)。

図表 2.18 公共施設について見直しの必要性の有無



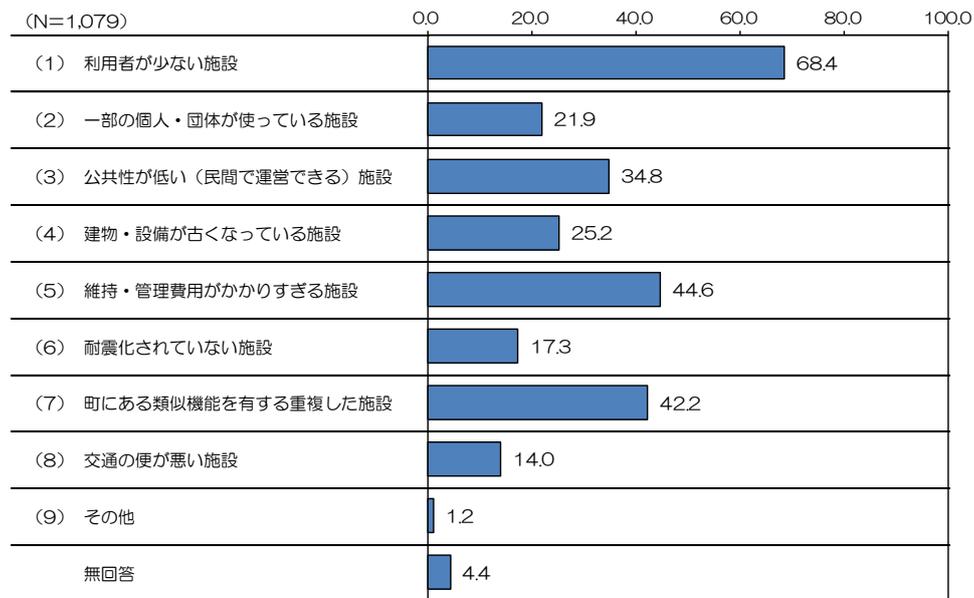
また、見直しが必要であると答えた主な理由は、「今後、老朽化による施設の更新(建替え)等で町の財政負担が増えるため」(29.4%)が最も多く、次いで「公共施設の維持管理コストを軽減していく必要があるため」(26.3%)、「あまり使われていない施設があるため」(21.4%)の順となっています。住民ご自身も今後の財政負担について、高い意識をお持ちであることが伺えます(図表 2.19 参照)。

図表 2.19 見直しが必要であると答えた主な理由



一方、減らすべき公共施設については、「利用者が少ない施設」(68.4%)が最も多く、次いで「維持・管理費用がかかりすぎる施設」(44.6%)、「町にある類似機能を有する重複した施設」(42.2%)の順となっています(図表 2.20 参照)。公共施設の利用頻度の低さに合致する内容といえます。

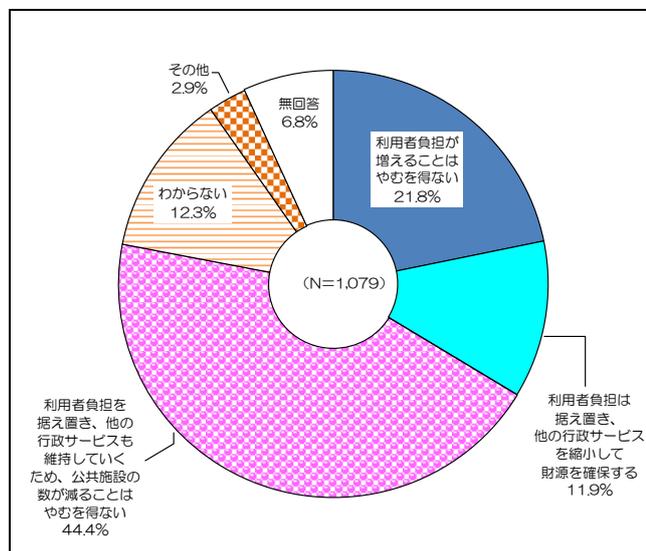
図表 2.20 減らすべき公共施設



グラフ単位：(%)

施設利用の有料化や見直しをしなければならない場合への考えについては、「利用者負担を据え置き、他の行政サービスも維持していくため、公共施設の数が減ることはやむを得ない」(44.4%)が最も多く、次いで「利用者負担が増えることはやむを得ない」(21.8%)、「わからない」(12.3%)の順となっています(図表 2.21 参照)。このことから、利用者負担については、慎重なお考えであることが見て取れます。

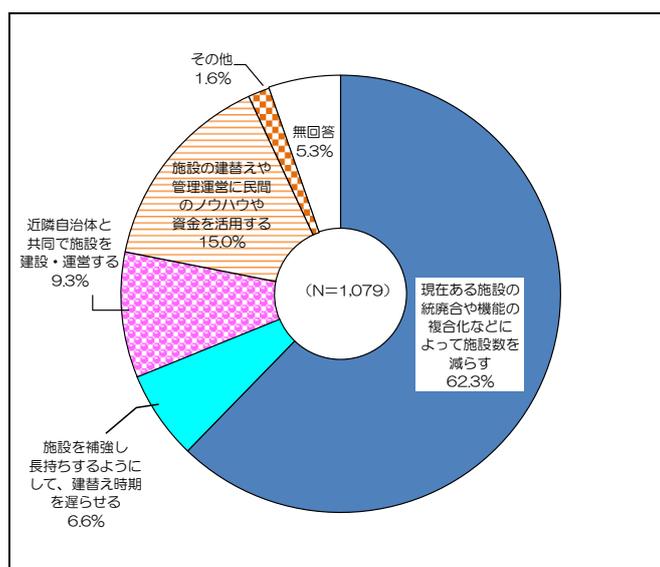
図表 2.21 施設利用の有料化や見直しをしなければならない場合への考え



(3) 公共施設を適正管理していくための方策について

公共施設を適正に管理していくための方策については、「現在ある施設の統廃合や機能の複合化などによって施設数を減らす」(62.3%)が最も多く、次いで「施設の建替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する」(15.0%)、「近隣自治体と共同で施設を建設・運営する」(9.3%)の順となっています(図表 2.22 参照)。今後、施設の再編を進める上で、貴重なご意見といえます。

図表 2.22 公共施設を適正に管理していくための方策



(4) その他のご意見

今後の公共施設のあり方(管理・運営・整備の手法など)について、ご意見やアイデアを自由記述で求めたところ、275名の方から貴重なご意見をいただきました。これらを俯瞰すると、財政的な見通しが厳しい中、新たな施設の建設には極めて慎重なご意見が多く、とりわけ明確な必要性を感じることはできないスキー場建設には、多くの厳しいご意見が寄せられました。

- ✓ 私の周囲の若い世代で(20~40代)スキー場が必要だという意見は聞いた事がなく、皆あきれている(30歳代女性)。
- ✓ 娯楽(スキー場、ケーブルテレビ、ホテル)要らないです(30歳代女性)。
- ✓ 峰山のスキー場など論外(30歳代男性)。
- ✓ 民間に任せられる施設は民間に任せ、どうしても公共団体として維持すべき施設を限定して下さい。スキー場建設等もってのほか(60歳代男性)・・・など多数。

また、今後の対応策については、「広域化」、「民間活用」、「複合化(多機能化)」など、公共建築物の再編手法にご理解が見られ、中には官民連携手法など専門的な知識をお持ちの方からもご意見をいただきました。

- ✓ 行政サイドの考え方で推進するのではなく住民の意見（パブリックコメント等）を十分に聞き判断するべき。交流的施設の建て替えについてはPFI事業の導入も積極的に検討するべき。いずれにしても住民への説明を明確に行い理解を得ること。

必要施設（サービス機能）と思われる図書館や病院などで現状のサービス向上に対するご意見もいただきました。また、子育て支援に対するサービスの充実についても現実の生活に密着した課題としてのご意見をいただきました。

- ✓ よく図書室で勉強させていただいているんですが、机やいすの数が少なく本を読みに来た人、借りにきた人が座れなくなり申し訳ないなと思いつつも勉強しています。そこでどこか役場公民館の中に自習室などをつくっていただけませんか。設けて頂けたら大変嬉しいです（10歳代女性）。
- ✓ 神崎総合病院に行けばここだけはどこの病院にも負けないといった設備、スタッフを作ることも良いと考えます（年齢・性別不明）。
- ✓ 施設ではなく近くに公園など子供達が安心安全な広場があれば良いと子育て世代は思います（30歳代女性）。
- ✓ 高齢化が進む中で、若い世代が子どもを生み、育て神河町に戻りたいと思えるような町であって欲しい（30歳代女性）。

一方で、公共施設の削減を止む無しとしながらも、そのことによって日常生活の利便性を奪われかねない高齢者への配慮に言及されたご意見もあり、代替サービスの必要性を示唆していると考えられます。

- ✓ 公共施設を統廃合すると場所が遠くなり交通手段のない高齢者の足が益々遠のく。健康維持の為に近くの施設で健康体操などの機会を増やしてもらいたい（70歳代以上女性）。

次の世代を担う若い世代の方からも多くの貴重なご意見が寄せられました。

- ✓ 県内最小の町なのに病院がある。高齢社会に向けて心強く思う反面、赤字の病院はお荷物になる可能性が大である。広域化とか難しいことは分からないけど、思い切ったことをしないと神河町が無くなってしまわないか（合併とか）と心配。観光とかレク施設も町のキャパの割に多い。スキー場だってよく考えないと負の遺産になりかねない。公民館も体育館も1つでいいと思う。交通手段のないお年寄りのことはみんなて知恵を出し合って考えればいい（10歳代女性）。

このような貴重なご意見を反映して、今後の公共建築物及び公共サービスのあり方を住民と協働で見出していく必要があります。

第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 本計画の要求事項

(1) 現況の問題点や課題に関する基本認識

これまでの検討を通じて、本町における現況の問題点や課題に関する基本認識は、次のとおりとなります（図表 3.1 参照）。すなわち、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により、本町の財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題といえます（図表 3.1 参照）。

図表 3.1 現況の問題点や課題に関する基本認識

問題①：公共施設等維持更新費用より

- 本町の公共施設は、合併前の旧町がそれぞれ独自に設置したものが多く、必ずしも適正な配置がなされているとはいえないのが現状です。これらの公共施設が改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となります。

問題②：人口推計及び財政見通しより

- 生産年齢人口の減少に伴う税収減、少子高齢化に対する扶助費の増加など、公共施設等の維持・更新費用を賄うことが困難な状況となっています。とりわけ将来世代に負担を押し付けることはできません。
- 人口減少及び人口構造の変化により利用需要や利用者のニーズの変化も想定されます。

条件：住民の声（アンケート調査）より

- 本町の公共施設の見直しについては、「必要である」と「どちらかという必要である」を合わせて7割を超える住民の方が、その必要性を指摘しています。
- 公共施設を適正に管理していくための方策については、「現在ある施設の統廃合や機能の複合化などによって施設数を減らす」が最も多く、次いで「施設の建替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する」、「近隣自治体と共同で施設を建設・運営する」の順で貴重なご意見をいただきました。
- また、財政的な見通しが厳しい中、新たな施設の建設には極めて慎重なご意見が多く見られました。

課題：以上を踏まえて

- 財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民と共に創っていくことが必要です。

(2) 公共施設等マネジメントの基本原則

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する認識を踏まえ、持続可能な地域を住民とともに創っていくためのマネジメントの基本原則を次のとおり定めます。

1. 新たな公共施設整備の抑制

原則として新たな公共施設の整備は行わないこととし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。

2. 公共施設保有量の段階的縮減

公共施設保有量について財政規模や人口減少に見合う明確な目標を定め、段階的縮減を実施します。

3. 公共施設のサービス機能に着目した統廃合や再配置の実施

公共施設が持つサービス機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化、などあらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。

4. 公共施設等の有効活用

既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付を行いその有効活用を図ります。また、近隣自治体との公共施設の相互利用なども検討します。

5. 維持する公共施設のライフサイクルコストの最適化

維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者の負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも事後保全と予防保全を適正にバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。

6. 住民とともに実施する持続可能な公共施設等のマネジメント

更新費用のみならず維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設かどうかを総合的に判断し、住民とともに全町的に最適な状況で次世代に継承できる持続

可能な公共施設等のマネジメントを実施します。なお、行政機能、住民の安全・安心に関わる施設は優先して維持するものとします。

図表 3.2 公共施設等マネジメントの基本原則



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、本町における公共建築物整備の最初のピークである 1982 年（昭和 57 年）～1985 年（昭和 60 年）に建設された建物が更新（築後 60 年を想定）を迎える時期である 2045 年（平成 57 年）頃までを視野に入れ 30 年間と定めます。

また、本計画の計画期間に対して 6 年毎に 1 期から 5 期までそれぞれ実施期間を定め、それぞれの実施期間は、前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを実施することとします（図表 3.3 参照）。

図表 3.3 計画期間

2015年度（平成27年度）

本 計 画 策 定	公共施設等総合管理計画（2016年度（平成28年度）～2045年度（平成57年度））				
	第1期計画：6年間 （前期3年／後期3年）	第2期計画：6年間	第3期計画：6年間	第4期計画：6年間	第5期計画：6年間

(4) 公共建築物の目標設定

前述、「第2章3(2) 投資的経費と更新費用等の見通し」で示したとおり、現時点における公共建築物の更新費用(大規模改修及び建替え)の見通しは、年間約6.6億円で、充当可能な予算である2.0億円の約3.3倍にも達します(図表2.15参照)。

ただし、この比率で公共建築物の総量を約1/3にするのは、住民サービスに支障をきたすことが明らかであり現実的ではありません。

そこで、計画目標年次までの総人口の減少率約33%を勘案して人口に見合った施設総量を維持することとし、建物の延床面積を約30%縮減することとします。そして、これをベースとして財政と公共サービスを両立させるための公共施設マネジメントの条件を次のとおり定めました。

- ① 縮減すべき年間費用を図表3.4の乖離分4.6億円(6.6億円-2.0億円)とする。
- ② 将来人口を勘案して、公共建築物の延床面積を30%縮減する。
- ③ 廃止・解体可能な施設を想定し、耐用年数を勘案して妥当な時期に解体または民間移管等を行うこととして、30%縮減に目途を付ける。
- ④ 残った70%の施設のうち、長寿命化が可能な施設については、40年で大規模改修を掛け、80年間の長寿命化を行う。
- ⑤ 維持管理費(約2.51億円/年:実績より算定)は、延床面積の縮減分だけ縮減するものとし(ただし、期間中に平均的に延床面積の削減が行われたと想定してその値に1/2を乗じる)、この費用は投資可能な予算に加算できるものとする。
- ⑥ 運営費(約5.15億円/年:実績より算定)は、延床面積の縮減分の1/2だけ縮減するものとし(ただし、上記⑤と同様の理由でその値に1/2を乗じる)、この費用も投資可能な予算に加算できるものとする。
- ⑦ 以上による不足分を、更新費、維持管理費、運営費の全体に対するコスト縮減目標とする。

以上の条件で、試算した結果を図表3.4に示します。

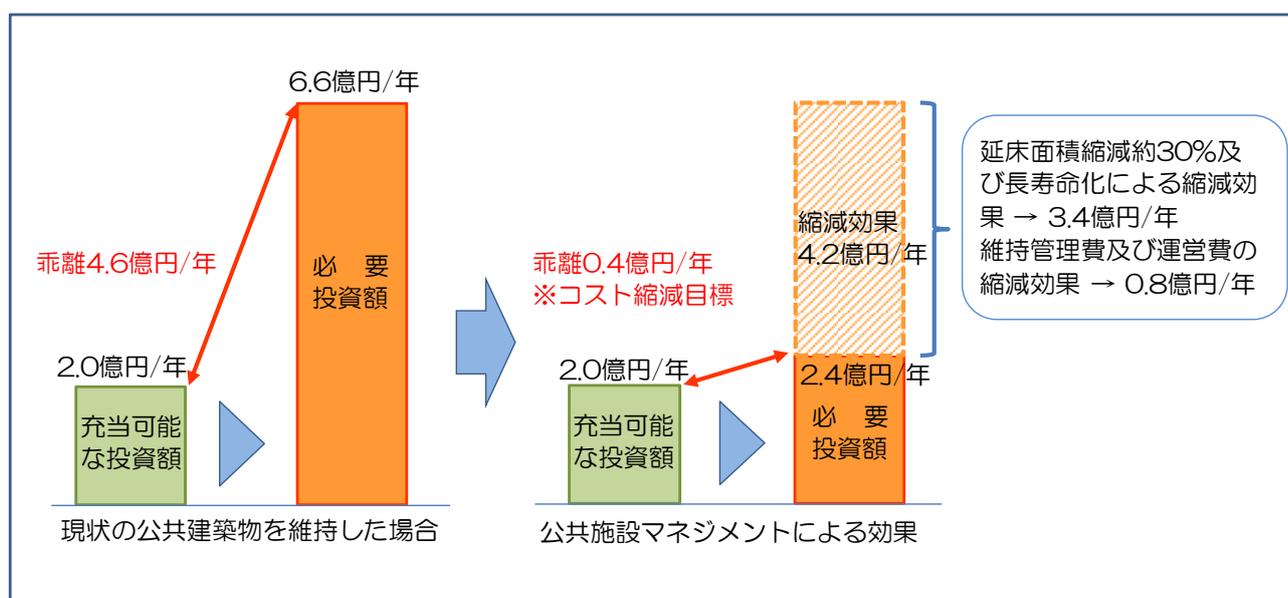
図表 3.4 公共建築物の目標試算

対 策	予算 乖離
①現状 ・ 6.6 (更新費) - 2.0 (予算) = 4.6 (乖離)	-4.6
②30%延床面積の縮減及び長寿命化 (図表 3.6 参照) ・ 3.2 (更新費) - 2.0 (予算) = 1.2 (乖離)	-1.2
③維持管理費及び運営費の効果 ・ 2.51 (維持管理費：実績値) × 1/2 × 0.3 (延床面積 30%縮減) = 0.38 (効果) ・ 5.15 (運営費：実績値) × 1/2 × 1/2 × 0.3 (延床面積 30%縮減) = 0.39 (効果) ・ 0.38 (維持管理費効果) + 0.39 (運営費効果) ÷ 0.8 (効果) ・ -1.2 (②の乖離) + 0.8 (効果) = -0.4 (乖離)	-0.4

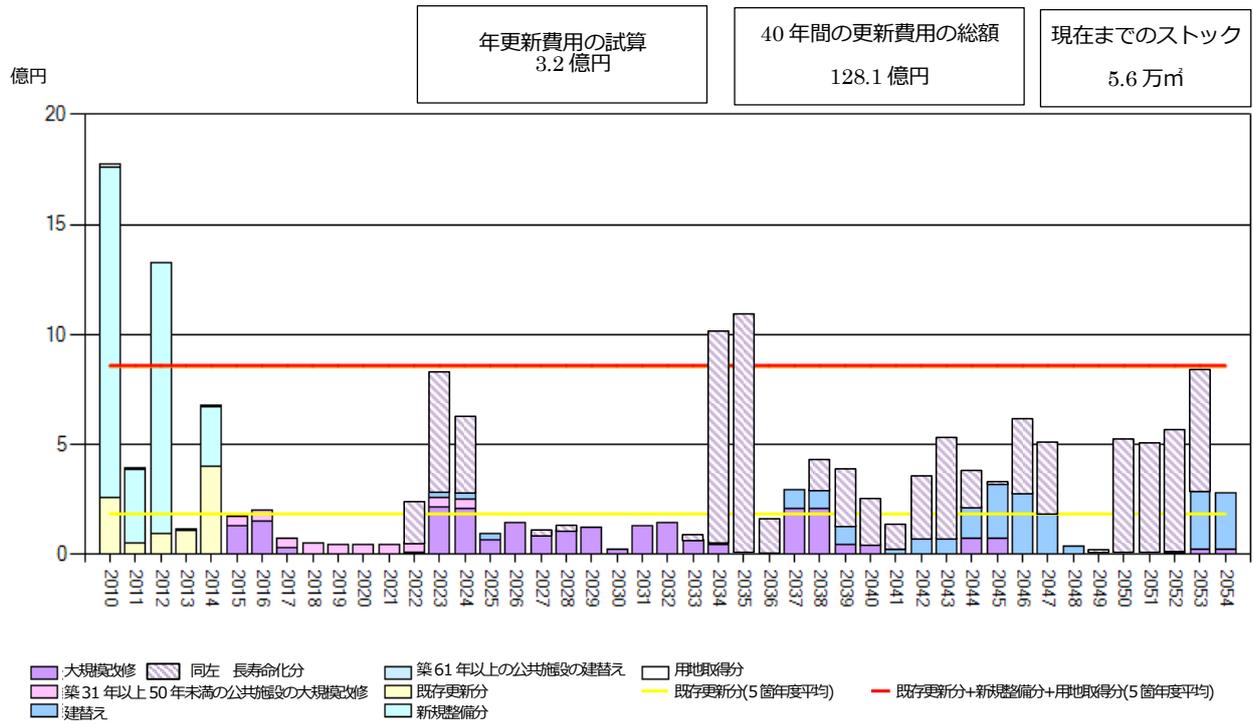
この結果、更新費、維持管理費、運営費等に関わるコスト縮減目標は、約 0.4 億円となりました (図表 3.5 参照)。

コストの縮減は、維持管理及び運営の効率化、官民連携事業の効果やその他の工夫 (売却益、賃貸益、稼ぐ民間との協働による稼ぐ公共施設など) により賄うこととして、実施段階で具体的な施策を定めて取り組むこととします。

図表 3.5 コスト縮減目標等



図表 3.6 延床面積約 30%の縮減と長寿命化を考慮した場合



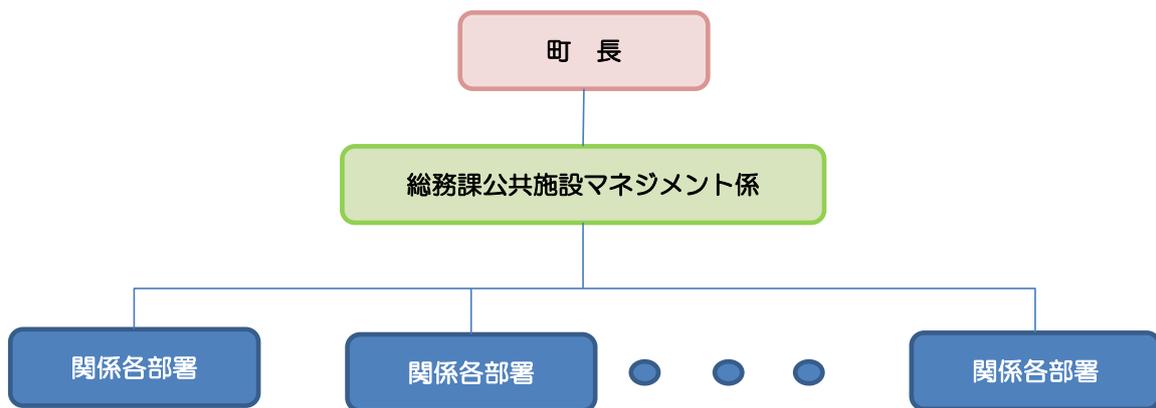
2 総合管理計画の推進体制

(1) 全庁的な取り組み体制

ア 専任組織の検討

今後、本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、財政面と政策面の分掌を併せ持つ「公共施設マネジメント係」を設置します（図表 3.7 参照）。

図表 3.7 公共施設マネジメント係の位置づけ



「公共施設マネジメント係」の役割は次のとおりです。

①基本的な役割

- ・ 財政計画を踏まえ、全庁的な視点から施策別の予算配分へ反映する。
- ・ 長期総合計画及び関連諸計画を踏まえた取り組み・連携を図る。
- ・ 取り組み意図を全庁に徹底する。
- ・ 住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取り組みを進める。

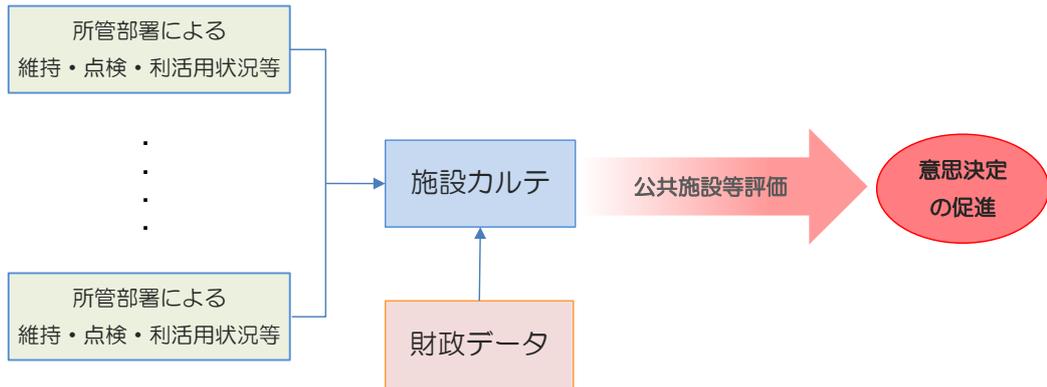
②庁内での取り組み

- ・ 公共施設等の情報を集約し、施設単位で全庁的に共有する。
- ・ 個別計画案件を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 職場内研修、会議による情報共有を図り、関連部署間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 施策別予算配分の仕組みを構築するとともに行政評価の結果を予算に反映させる。
- ・ PPP/PFI など官民連携事業の全庁的な調整を行う。

イ 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、専任組織を中心に、関係各部署に散在するデータをそれぞれの部門から収集するとともに、施設カルテとして一元管理し、財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します（図表 3.8 参照）。

図表 3.8 情報管理・共有方策



ウ 職員研修の実施

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて必要な職員研修を計画します。

(2) アウトソーシングの推進体制

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本町においても専門的な技術力やマンパワーを補うために、一定の能力を有する民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

3 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

また、「2(1)イ 情報管理・共有方策」で示したとおり、点検・診断等を通じて得られた施設の状態や補修の履歴、施設の利用状況、コスト情報等を施設カルテ等に登録するとともに次の点検・診断やマネジメントにおいて活用します。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するが予防保全にあたります。

予防保全は定期的な対策により大掛かりな補修を抑えることでコスト縮減を目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化（特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗）などは、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検と進行速度の監視を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対処療法的な事後保全ではなく予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全として施設への投資費用を抑制することも必要です。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保の実施方針

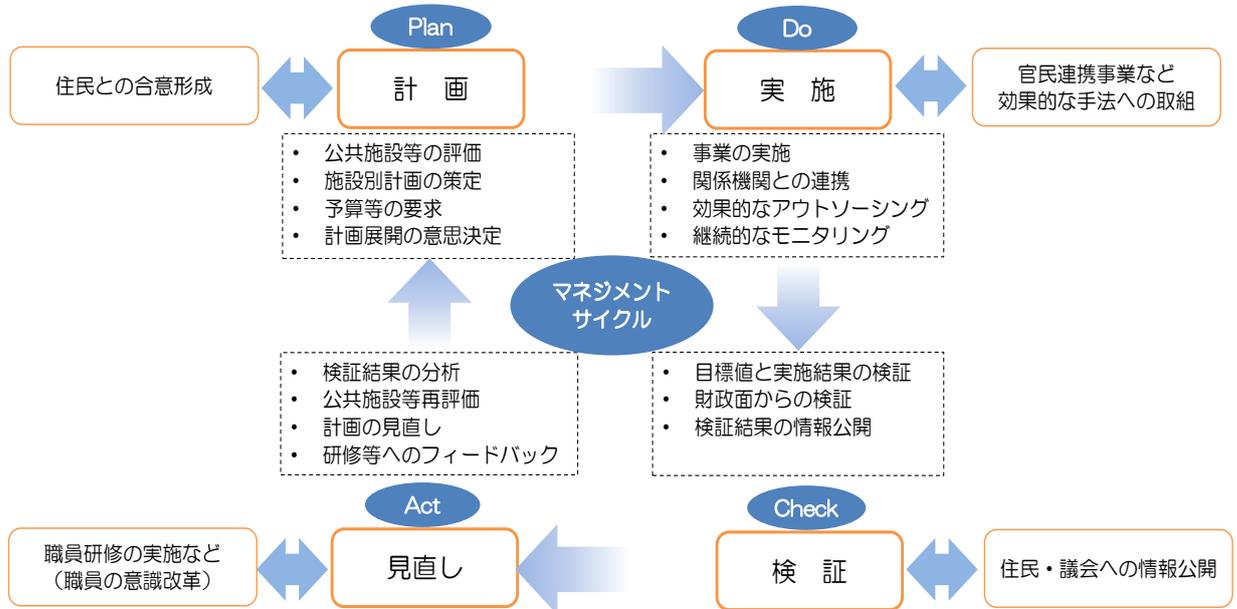
施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

4 フォローアップの実施方針

本計画では、次のようなマネジメントサイクルを形成して、その展開をフォローアップします（図表 3.9 参照）。

図表 3.9 マネジメントサイクル

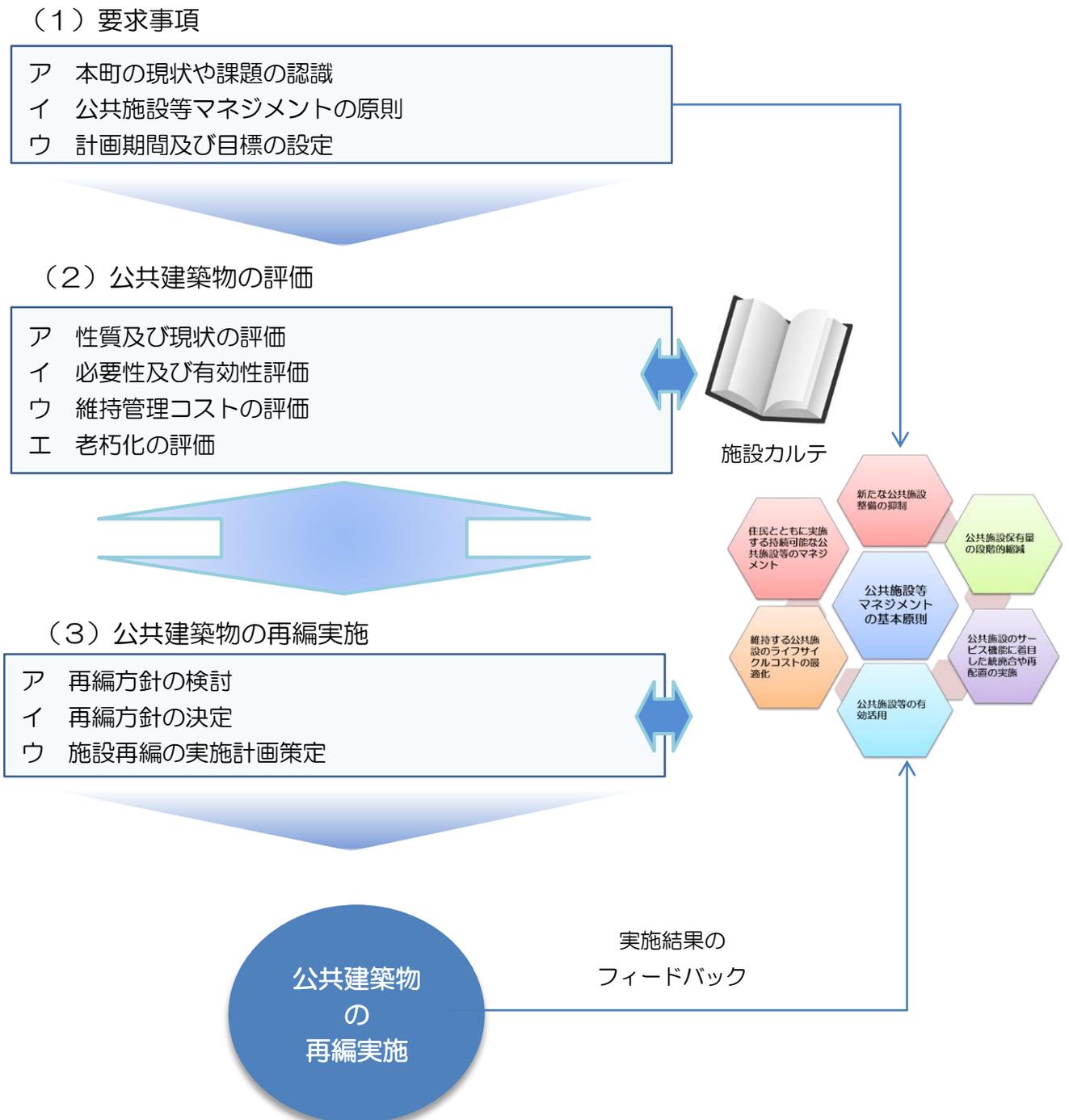


第4章 公共建築物再編の実施方針

1 公共建築物の再編手順

公共建築物の再編は、本計画で定めた目的・目標等を起点に、施設カルテなどを用いた公共建築物の評価を経て再編の実施へと展開します（図表 4.1 参照）。

図表 4.1 公共建築物の再編フロー



(1) 要求事項

本計画の要求事項は、第3章で定めたとおりです。延床面積30%の縮減を始めとする目標の達成に向けて、マネジメントの原則に基づき、確実にできるものから実施し、その結果を振り返りながら新たな対策なども加味して目標の達成を目指します。

(2) 公共建築物の評価

公共建築物の評価では、施設カルテ等を基に既存施設の情報を共有し、施設の評価・分析を行います（図表4.2参照）。管理する項目は厳選し、データの取得などは可能な限り日常業務を通じて自動的に収集できる仕組みを構築します。

図表 4.2 主な評価項目例

区分	主な評価項目の内容
性質及び現状評価	<ul style="list-style-type: none"> 地域限定性：施設の主な利用者がその施設に設置された地域住民に限られる程度を評価する。 住民必要性：住民の当該施設に対する需要の程度を評価する。 住民公共性：当該施設を設置しておくことについて、住民から共感や支持が得られる程度を評価する。
必要性及び有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的との整合性：社会経済状況の変化、当初の設置目的の達成度、利用内容や利用者の現状から当初の設置目的と現状との整合性を評価する。 行政関与の必要性：行政が管理運営すべき施設かどうかを評価する。 機能・サービス提供の代替性：他の公共施設で代替できるかどうか、民間投資が困難なサービスか、民間に類似したサービスがあるかなどを評価する。 目標利用者数の達成度：予め定めた目標利用者数をどの程度達成したかを評価する。
維持管理コスト評価	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理コストの妥当性：維持管理・運営費用の推移や利用者一人当たり及び人口一人当たりのコストの推移について評価する。 受益者負担の妥当性：利用料収入と維持管理・運営費用とのバランス状況の実績と推移から受益者負担の妥当性を評価する。
老朽化評価	<ul style="list-style-type: none"> 施設の劣化状況：耐用年数に対し、建築後からどの程度経過し劣化しているかを評価する。

実際の評価は、評価項目ごとに別途定める視点や基準により点数化（A：3点、B：2点、C：1点など）して行い、その結果を総合的に分析します。

(3) 公共建築物の再編実施

ア 再編方針の検討

施設再編方針の検討では、施設の評価・分析を基に、住民との協働の中で再編の優先順位などを判断していきます。ここで指針となるのが「公共施設等マネジメントの原則」です。常に、この原則を念頭におき、全町的な視点を持って、各個別施設の再編方針を定めます。

ここで重要なのは、建物そのものと機能・サービスに分けた評価と再編方針の検討を行うことです。建物自体を廃止する場合であっても、必要な機能・サービスについては維持し、住民サービスの低下をきたさないよう配慮します。

イ 施設再編方針の決定

以上の検討を踏まえて、機能・サービスであれば、①拡充・統合、②現状維持、③縮小、④休止・廃止、などの再編方針を決定します。また、建物であれば①改修、②現状維持、③更新、④廃止・解体、などの方針を決定します（図表 4.3 参照）。

図表 4.3 既存施設の再編方針の決定

機能・サービス	建物
①拡充・統合	①改修（規模縮小を含む）
②現状維持	②現状維持
③縮小	③更新
④休止・廃止	④廃止・解体

① 施設廃止・解体の場合の留意点

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設を中心に、その必要性を再検討し、必要性の乏しい公共サービスについては施設・機能ともに廃止します。廃止によって住民サービスの水準低下が伴う場合は、その必要度に応じて代替サービス等を検討します。

② 施設更新の場合の留意点

施設の更新を行う場合は、施設の評価結果を踏まえてその理由や目的を明確にするとともに、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化についても検討するなど、必ず再編等手法との整合を図る必要があります。

ウ 施設再編の実施計画策定

施設再編の実施計画策定では、優先順位に従って、実施時期、実施手法、実施費用、削減効果等を定めます。

2 再編実施手法について

公共建築物の再編実施手法として、(1) 共通手法は、全ての利活用施設の運用等に適用される共通の手法です。また、(2) 個別手法は、公共サービスを休止・廃止する場合と、公共サービスの提供を継続するために既存施設の更新を行う場合に大別されます。

それぞれの再編実施手法の量的効果及び質的效果について図表 4.4 に示します。これらの手法の適用については、常に全町的な視点に立ち、共通手法と個別手法を組み合わせさせて相乗効果を発揮させます。

図表 4.4 公共建築物の再編等手法

区 分	再編実施手法	量的効果			質的效果			
		面積	建設コスト	維持コスト	サービス向上	まちづくり効果	民間利益拡大	
(1) 共通手法	①官民連携手法等	○	○	○	○	○	○	
	②コスト縮減			○				
	③長寿命化	○	○					
	④受益者負担の見直し			○				
(2) 個別手法	公共サービス機能の休止・廃止	⑤用途変更		○			○	
		⑥跡地活用		○			○	
		⑦民間活用・住民譲渡	○	○	○	○	○	○
	公共サービス機能の継続	⑧代替・補完サービス	○	○	○	○	○	○
		⑨改修（規模縮小を含む）	○		○	○		
		⑩複合化（多機能化）	○		○		○	
		⑪集約化	○		○		○	
		⑫分散化				○	○	
		⑬広域化			○	○	○	

(1) 共通手法

施設運用等について全てに共通する手法を整理します。

①官民連携手法等

官民連携手法等は、PPP（Public Privat Partnership）やPFI（Private Finance Initiative）など、民間の資金やアイデア、活力などを公共サービスに活かす手法です。官民連携手法等を導入するメリットとしては、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。

②コスト縮減

光熱水費、人件費等の削減、運営の効率化等によりコスト縮減を図ります。

③長寿命化

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた年あたり費用の縮減と平準化を実現します。

公共建築物の総延床面積の縮減が必要な中で、長寿命化手法を全ての建物に適用するのは現実的ではありません。長期に活用する施設を選定し、長寿命化手法の対象を定めた上で計画的に実施していきます。

④受益者負担の見直し

受益者負担の見直しは、施設の利活用に関して施設使用料の適正化（受益者負担の適正化）を図ることです。

実際に受益者負担の見直しを行うか否かについては、個々の状況を十分勘案する必要がありますが、維持管理費（人件費、光熱水費、委託費等）と減価償却費を受益者負担の対象として、施設の維持のみならず将来継承する施設の建替費用についても利用者に課すことを検討します。

（2）公共サービス機能を休止・廃止する場合の個別手法

公共サービスを縮小、休止・廃止し、既存施設を活用する場合や既存施設を処分する場合の手法を整理します。

⑤用途変更

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



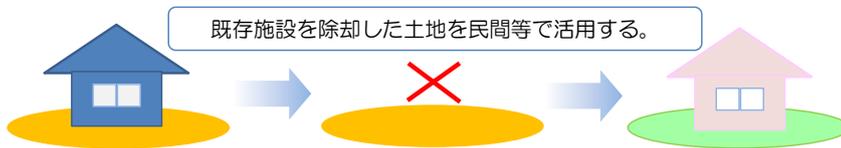
⑥跡地活用

跡地活用は、施設の統廃合等によって既存施設が除却されるなどして発生した跡地に新たな機能を導入して活用する手法です。これには、民間活用や売却も含まれます。

今後、施設の統廃合が進むなかで跡地化した公有地が多数発生することが考えられ

ます。

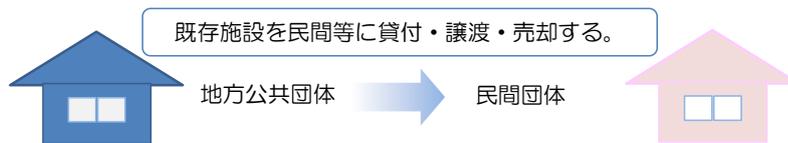
従前施設の用途廃止の可能性が浮上した場合には、必ず跡地の利活用と併せて検討し、暫定的な利用も含めて未利用の公共施設が長期にわたって放置されることのないように取り組みます。



⑦民間活用（民営化）・住民譲渡

民間活用は、施設を民間等に貸付・譲渡または売却する手法です。

民間譲渡は、施設を住民に譲渡する手法です。譲渡は一般に無償で行い、その後の維持管理は住民が自ら行います。したがって、維持・運営費に関わる市の負担はなくなります。施設の譲渡を行った場合は、将来の更新費は、町が負担しない場合と町が助成する場合がありますが、このことについても住民との対話を通じて個別具体的に適正な方法を見出します。



⑧代替・補完サービス

代替サービスは、これまで施設が提供していた公共サービスを、ITなどを活用して別の方法により提供する手法です。

補完サービスは、施設の統廃合によりサービスを提供する施設そのものの数が減ることによる不便さを補うサービスを指します。バスやデマンドタクシーなどの住民の移動を助ける手法や、最近はコンビニが役所の代わりをして住民票発行や所得証明を取得できるようになっている事例もあります。このようなサービスを駆使して、施設総量の縮減に伴うサービスの低下を防ぎます。

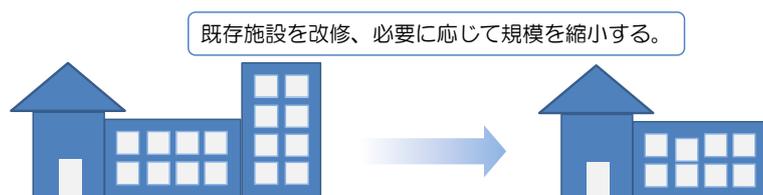


(3) 公共サービス機能を継続する場合の個別手法

公共サービスの提供を継続するための既存施設の改築、更新を行う場合の手法を整理します。

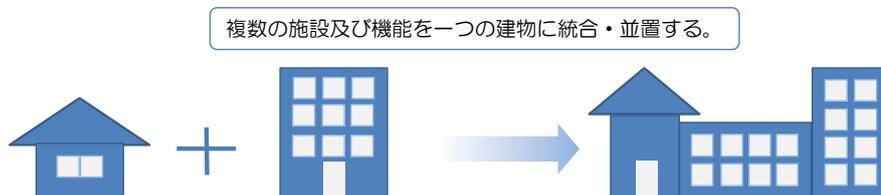
⑨改修（規模縮小を含む）

改修は、必要機能に応じて行いますが、必要規模を見直し、必要に応じてそれを縮小することにより、総量及び維持管理コストの縮減を実現します。



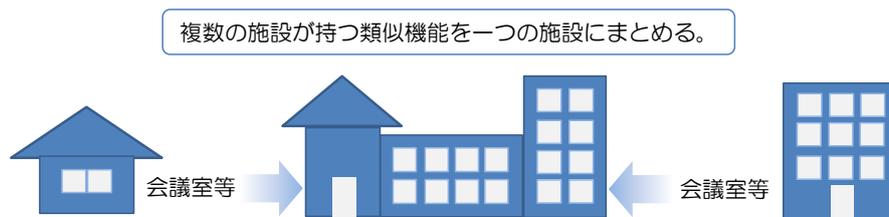
⑩複合化（多機能化）

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営費を縮減することができます。複合化では、拠点施設と、当該拠点施設に機能移転する非拠点施設に分けて考える必要があります。



⑪集約化

集約化は、複数の施設に跨るサービス機能群を個々の機能に細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら、全体として必要な量に縮減していくことを検討します。



⑫分散化

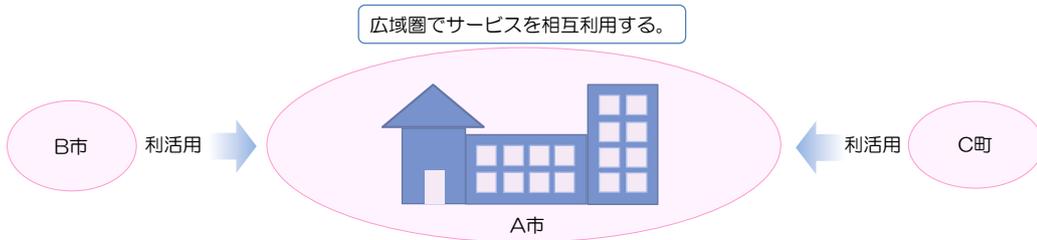
分散化は、サービス機能を一定のエリアに対して分散して配置する手法です。ただし、利用者密度が低い場合には、この手法では運営が成り立たなくなる懸念がありま

す。本町では施設そのものの分散より、代替・補完サービスによって補うことを検討します。



⑬広域化

広域化は、町外の住民も利用可能な施設を広域で役割分担してサービス提供を行う手法です。広域化には、自ら施設を所有し広域に対してサービスを提供する場合、施設を所有せずにサービス提供を受ける場合が考えられます。



第5章 公共施設等再編の方向性

1 公共建築物の再配置について

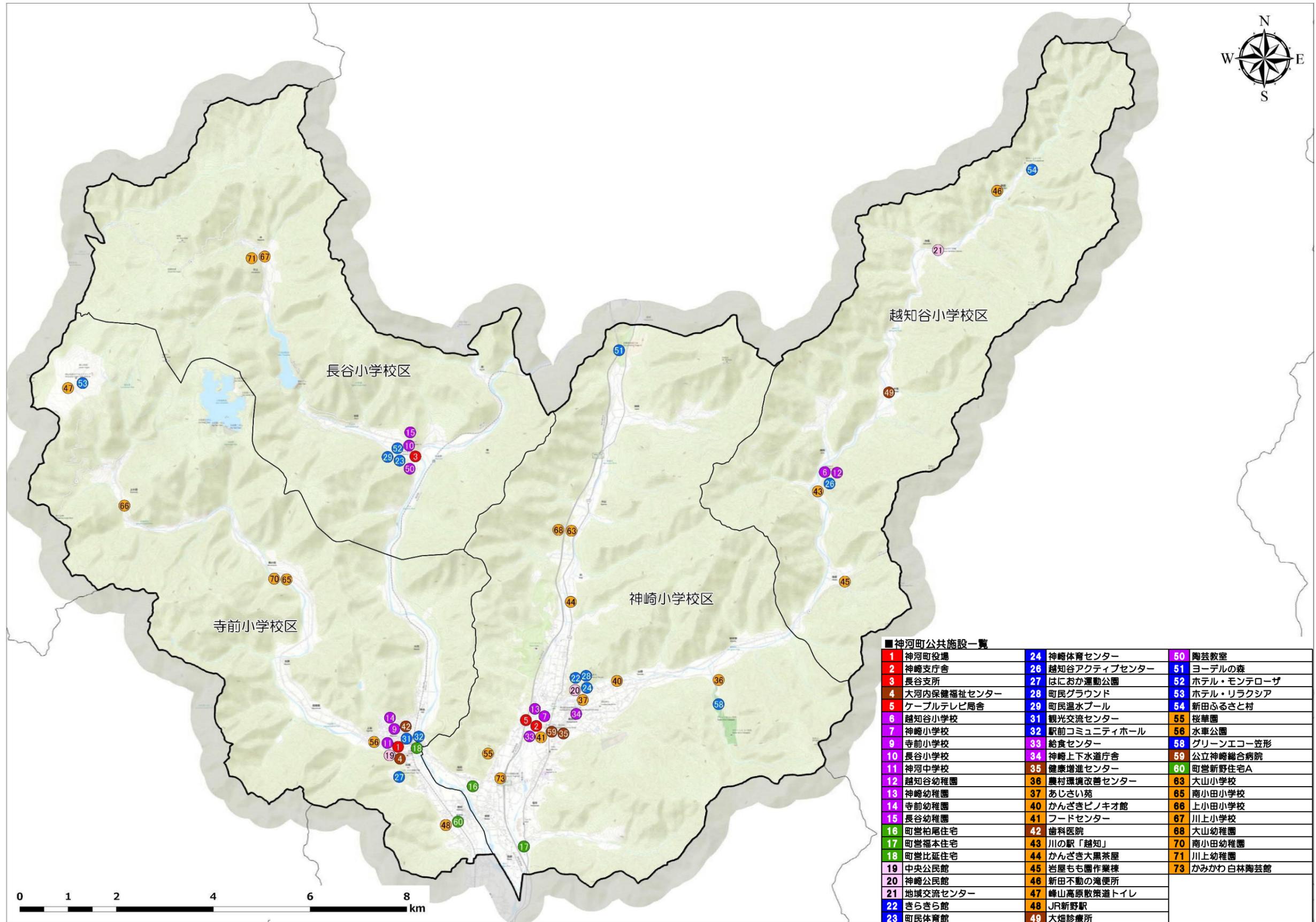
公共建築物の再配置については、施設の更新・大規模改修等や統廃合などにより、可能な限り複合化や集約化を進めます。

2 公共建築物の再編について

公共建築物の再編は、「第4章 公共建築物再編の実施方針」に従って進めていきます。

公共建築物の評価を行うための施設カルテ等により、現時点で考えられる範囲で施設毎に長寿命化や除却の方向性及び方針を定めました。

図表 5.1 公共建築物の現況配置図



(1) 行政系施設

- ・ 神河町役場及び神崎支庁舎は、将来にわたっての行政の拠点施設として、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ その他は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、再編の方向性と方針を定めます。

図表 5.2 行政系施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	1	行政系施設	神河町役場	1994	21	4,352
2	2		神崎支庁舎	2006	9	1,225
3	3		長谷支所	1977	38	647
4	5		ケーブルテレビ局舎	2000	15	869
5	34		神崎上下水道庁舎	1963	52	205
6	38		越知水防倉庫	1991	24	20
7	39		寺前防災倉庫	1994	21	56

(2) 公営住宅

- ・ 公営住宅は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、民間活用も視野に入れて再編の方向性と方針を定めます。

図表 5.3 公営住宅

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	16	公営住宅	町営柏尾住宅	1984	31	683
2	17		町営福本住宅	1996	19	704
3	18		町営比延住宅	2001	14	1,338
4	60		町営新野住宅	2014	1	862

(3) 学校教育系施設

- ・ 既存の小中学校は、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ 給食センターは、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、基本的には更新により維持する方針ですが、広域化や民間委託の可能性も検討します。

図表 5.4 学校教育系施設

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	6	学校教育系施設	越知谷小学校	2003	12	2,217
2	7		神崎小学校	2012	3	6,969
3	9		寺前小学校	1983	32	4,475
4	10		長谷小学校	1982	33	2,409
5	11		神河中学校	2010	5	8,090
6	33		給食センター	1996	19	888

(4) 子育て支援施設

- ・ 幼稚園は、それぞれ併設する小学校と同様の考え方で再編を行います。
- ・ きらきら館は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、生活拠点内での複合化等を検討します。

図表 5.5 子育て支援施設

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	12	子育て支援施設	越知谷幼稚園	2015	0	126
2	13		神崎幼稚園	2012	3	1,056
3	14		寺前幼稚園	1995	20	482
4	15		長谷幼稚園	1987	28	377
5	22		きらきら館	2000	15	760

(5) 住民文化系施設

- ・ 中央公民館は、本町の生涯教育の中心拠点形成する施設として周辺機能の集約や複合化を進めながら、長寿命化によりその機能を維持します。
- ・ その他の施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、機能移転や複合化等を検討します。

図表 5.6 住民文化系施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	19	住民文化系施設	中央公民館	1994	21	2,498
2	20		神崎公民館	1977	38	1,762
3	37		あじさい苑	1977	38	338

(6) 社会教育系施設

- ・ 社会教育系施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、妥当な時期に他の施設への機能移転を検討します。

図表 5.7 社会教育系施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	21	社会教育系施設	地域交流センター	1970	45	1,533
2	50		陶芸教室	1999	16	68
3	73		かみかわ白林陶芸館	1981	34	200

(7) スポーツ・レクリエーション系施設

ア スポーツ系施設

- ・ スポーツ系施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、周辺施設への機能移転、民間活用等あらゆる可能性を検討しつつ、再編の方向性と方針を定めます。

図表 5.8 スポーツ系施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	23	スポーツ系施設	町民体育館	1990	25	1,740
2	24		神崎体育センター	1978	37	1,539
3	25		柔剣道場	1978	37	270
4	26		越知谷アクティブセンター	1994	21	845
5	27		はにおか運動公園	2002	13	133
6	28		町民グラウンド	1974	41	25
7	29		町民温水プール	1992	23	1,395
8	30		越知谷町民プール	1996	19	66

イ レクリエーション系施設

- ・ 次のレクリエーション系施設は、観光施設保全活用整備計画を基本に方向性と方針を定めます。

図表 5.9 レクリエーション系施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	53	レクリエーション系施設	ホテル・リラクシア	2002	13	3,296
2	52		ホテル・モンテローザ	1998	17	1,442
3	56		水車公園	1995	20	508
4	58		グリーンエコー笠形	1982	33	6,300
5	54		新田ふるさと村	1983	32	1,611
6	51		「ヨートルの森」	2000	15	2,467
7	41		フードセンター	1998	17	1,053
8	40		かんざきヒノキオ館	1997	18	378
9	55		桜華園	1995	20	206
10	31		観光交流センター	2009	6	356

(8) 病院施設

- ・ 神崎総合病院は、病院北館の改築による新たな機能拡充への取り組みを進めます。

図表 5.10 病院施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	59	病院施設	公立神崎総合病院	1971	44	14,620

(9) 医療施設

- ・ 医療系施設は、現在の運営状況を評価し、今後の方向性と方針を定めます。

図表 5.11 医療施設

番号	地図番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床面積(m ²)
1	42	医療施設	歯科医院	1998	17	110
2	49		大畑診療所	1980	35	99

(10) 保健・福祉施設

- ・ 大河内保健福祉センターは、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ 健康増進センターは、公立神崎総合病院と一体で検討します。

図表 5.12 保健・福祉施設

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	4	保健・福祉施設	大河内保健福祉センター	1999	16	986
2	35		健康増進センター	1993	22	677

(11) 産業系施設

- ・ 農村環境改善センターは、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、再編の方向性と方針を定めます。

図表 5.13 産業系施設

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	36	産業系施設	農村環境改善センター	1985	30	1,059

(12) 公園

- ・ 川の駅「越知」は、当面は、施設及び機能を維持します。

図表 5.14 公園

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	43	公園	川の駅「越知」	2002	13	76

(13) その他

- ・ 廃校となった小学校は、耐用年数を勘案しながら校舎や跡地の有効活用を進めます。また、幼稚園は、それぞれ併設する小学校と同様の考え方とします。
- ・ その他の施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、民間譲渡も含めた様々な選択枝を勘案しつつ、再編の方向性を定めます。

図表 5.15 その他

番号	地図 番号	大分類	施設名称	建築年度	築年数	建物総延床 面積(m ²)
1	32	その他	駅前コミュニティホール	2009	6	62
2	44		かんざき大黒茶屋	2000	15	65
3	45		岩屋もも園作業棟	2001	14	74
4	46		新田不動の滝便所	2002	13	18
5	47		峰山高原散策道トイレ	2000	15	14
6	48		JR新野駅	1999	16	187
7	63		大山小学校	1969	46	3,025
8	65		南小田小学校	1981	34	1,799
9	66		上小田小学校(幼稚園)	1993	22	1,859
10	67		川上小学校	1990	25	1,774
11	68		大山幼稚園	1975	40	260
12	70		南小田幼稚園	1986	29	187
13	71		川上幼稚園	1990	25	198
14	72		中学校バス待合所	1996	19	25

3 インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

（1）橋りょう

本町が管理する橋長2m以上の橋りょうは、現在262橋あり、平成25年度には橋長15m以上の67橋に対し「神河町橋りょう長寿命化修繕計画」（以下、「長寿命化修繕計画」という。）を策定し、また、平成26年度には、橋長2m以上の195橋を加えて長寿命化修繕計画を策定しました。

この長寿命化修繕計画は、今後増大する老朽化橋りょう（年齢50歳を超えるもの）に対応するため、従来の事後的な補修及び架替えから計画的な補修及び架替えへと政策転換を図り、安全で安心できる道路サービスの提供を行うとともに、橋りょうの延命を図ることで必要予算の平準化や維持管理コストの縮減を図ることを目的としています。

また、これらの橋りょうは、5年に一度の近接目視による点検が義務付けられており、その点検結果に基づき、長寿命化修繕計画も随時見直し、利用者の皆さまに長く安心して橋りょうを使って頂けるよう努めていきます。

（2）上水道

上水道については、上水道（1か所）、簡易水道（6か所）、特設水道（1か所）を1つの水道事業に統合整備を行い、水道事業基盤の強化推進及び水道施設の強靱化推進を行います。

（3）下水道

下水道については、効率的な事業実施のために施設統合計画を策定します。また、老朽化の進む処理場設備機器の長寿命化事業を実施します。

参考資料（更新費用算定の根拠）

本町の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年（平成23年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表1、2参照）。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。 		
数量について	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の過去の年度ごとの延床面積を用いる。 1950年（昭和25年）以前の施設については、合計した延床面積を用いる。 		
更新（建替え）	<ul style="list-style-type: none"> 更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。 建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目～61年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。 		
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> 実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 修繕期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている（29年目～30年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。 		
	対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道路	一般道路	15年	4.7千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7千円/㎡
橋りょう	PC橋	60年	425千円/㎡
	RC橋		425千円/㎡
	鋼橋		500千円/㎡
	石橋		425千円/㎡
	木橋その他		425千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40年	100千円/m
	// 300~500mm 未満		114千円/m
	// 500~1000mm 未満		161千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742千円/m
	// 2000mm 以上		923千円/m
	送水管 300mm 未満		100千円/m
	// 300~500mm 未満		114千円/m
	// 500~1000mm 未満		161千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742千円/m
	// 2000mm 以上		923千円/m
	配水管 150mm 以下		97千円/m
	// 200mm 以下		100千円/m
	// 250mm 以下		103千円/m
	// 300mm 以下		106千円/m
	// 350mm 以下		111千円/m
	// 400mm 以下		116千円/m
	// 450mm 以下		121千円/m
	// 500mm 以下		128千円/m
	// 550mm 以下		128千円/m
	// 600mm 以下		142千円/m
	// 700mm 以下		158千円/m
	// 800mm 以下		178千円/m
	// 900mm 以下		199千円/m
	// 1000mm 以下		224千円/m
	// 1100mm 以下		250千円/m
	// 1200mm 以下		279千円/m
	// 1350mm 以下		628千円/m
	// 1500mm 以下		678千円/m
	// 1650mm 以下		738千円/m
	// 1800mm 以下		810千円/m
// 2000mm 以上	923千円/m		
下水道	管径 250mm 以下	50年	61千円/m
	管径 251~500mm 以下		116千円/m
	管径 501mm~1000mm 以下		295千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749千円/m
	管径 2001mm~3000mm 以下		1,680千円/m
	管径 3001mm 以上		2,347千円/m